
令和3年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和3年3月22日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和3年3月22日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

7番 砂田 雅一君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君

病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	大下 崇生君
産業建設部長	……………	中村 光宏君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	伊藤 和也君	統括総合支所長	……………	山本 勲君
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	藤本 倫夫君
商工観光課長	……………	松村 浩君	政策企画課長	……………	岡本 義雄君
病院事業局総務課長	…	木村 稔典君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めて、おはようございます。

砂田議員から、欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

3月5日の本会議において、議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計予算の質疑に対し、答弁に誤りがあったので、訂正をさせていただきたいとの申出がありました。

発言を許します。大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 3月5日、本会議の議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計予算に対する新田議員さんの質疑に対する答弁について誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

新田議員さんの機器整備を予定している内容について、予算書12ページの第10条、重要な資産の取得に上げられているものかとの御質問に対しまして、重要な資産の取得に上げているのは1,000万円以上のものであると申し上げましたが、重要な資産の取得に上げているものは700万円以上のものであると訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名であります、通告順に質問を許します。

8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最近マスクを外すとちょっと恥ずかしい気持ちもするんですが、聞こえにくいようなので外して質問をさせていただきます。

まず、空家と空地の管理と活用についてお尋ねをいたします。

過疎化に伴いまして、空家や空地等の問題は深刻化する一方でありまして、景観上の問題にとどまらず近隣トラブルや安全上の問題にも発展してきている現状に対しまして、町民の皆様の空家問題解決に対する要望も強まるばかりであると言えますが、残念ながら現状では具体的な解決への道筋が示されているとは言えず、制度的には平成25年施行の空家等の適正管理に関する条例、それから平成27年施行の空家等対策の推進に関する特別措置法、それからそれに伴いまして、この空家管理条例も改正されておりますが、この法律と条例、両方が整備されておりながら、法令の効果についてその実行性が上がっていないというのが実態であると認識しております。

この空家等の問題は、今後もさらに顕在化していくと思われまますので、空家の有効活用と適正な管理につきまして、実行性を創出できるような対策や仕組みづくりが必要であると考えられますが、まずは現行の空家管理条例がどの程度機能し、効果を発揮しているかと評価をしているのかについて御答弁をお願いいたします。

また、定住対策や安心、安全なまちづくりの観点からも、どのような仕組みをもって政策の実行性を高めていくおつもりなのかについても、あわせて御答弁をお願いいたします。

さらに、空地や耕作放棄地、これにつきましても周辺トラブル、景観上の問題にとどまらず、資源の有効活用というまちづくりの観点からも政策の方向性を示し、対策を講ずることが重要であると考えますが、これらの諸課題に対しまして、今後どのような方針と仕組みで取り組んでいくのかについて答弁を求めたいと思います。

続きまして、病院再編計画の実行と運営についてお尋ねをいたします。

病院再編計画は実行1年目にして早くも計画の見直しという話も出てきておりますが、この再編計画は、この町に病院を残すための大改革であったはずでありまして、その目的を達成するためのまずは5年間の第1期計画でありまして、それが僅か1年足らずで変更が必要になるような計画であるとするならば、そもそもこの計画自体の有効性が疑われるものであると言えるものでありまして、さすがコンサルタントに1億円も投じながら、自己採点で60点しかつけられなかった再編計画ならではと言わざるを得ないものであります。

いずれにいたしましても、この1年間で再編計画が掲げる目標達成と実行性を高めるために病院事業局としてどのような取組と努力をされてきたのか。さらには、計画の見直しが必要になった要因と計画の進行管理に対する検証の実態について簡潔で結構ですので御答弁をお願いいたします。

なお、前回の一般質問でお尋ねをいたしました職員の宿日直手当の問題につきましては、まずは職員と協議して法令に基づいて適正に対処するという御答弁がありましたが、その後の履行状況や改善の状況について併せて御答弁をお願いいたします。

以上ですが、橘医院の病床休止、東和病院の療養病床、それから処遇改善手当についても通告

はしてありますが、とりあえずは御答弁は不要でありますので、また再質問でお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、田中議員さんの空家や空地等の管理と活用についての御質問にお答えをいたします。

現在、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、空家等が増え続け地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下を招くとともに、周辺環境や安全性を悪化させていることから、空家等の対策は重要な課題となっております。

国において5年に1度実施されております平成30年住宅・土地統計調査を基に算出された空家率は、全国で13.6%、山口県で17.6%、本町においては36.0%と県内で最も高い数値となっております。

このような中、周防大島町空家等の適正管理に関する条例の基本理念に基づき、町が個人等の所有する空家を借上げ、改修した後に定住希望者に貸し出す、空家有効活用事業、個人が空家を適正に管理するため、解体・改修工事等を行うため、金融機関から融資を受ける方に利子補給を行う空家対策ローン利子補給事業、令和3年度から拡充予定としております空家バンク登録推進事業など、空家等の有効活用や空家等の適正管理に関する啓発等を行ってはおりますが、顕著にその成果が得られていないことも事実であります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、空家等の対策は本町において重要な課題であることから、各事業の推進や空家等所有者の方々に適正な管理を行っていただくことの啓発等、自治会等と連携をしながら空家の対策を進めてまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地についても、引き続き農地銀行や農地中間管理機構をさらに有効に活用し、新規就農者や耕作希望者へスムーズな橋渡しができるよう努力し、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

最後に、私は町長就任前から、たのしい島、すみたい島、いきたい島を町づくりの基本目標に掲げており、定住対策、空家対策は、まさにそのすみたい島の施策の一つであると考えております。議会をはじめ関係機関・団体、そして町民の方々と共通の意識を持つとともに、皆様の協力を得ながら連携して取り組み、先ほど申し上げました事業を継続させながらも、今後は本町の特色を活かした新たな事業展開を図るため、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの病院再編計画の実行と運営についての御質問にお答えいたします。

まずは、再編計画の見直し方針の理由についての御質問ですが、令和元年12月に策定しました周防大島町病院事業局再編計画は、令和5年度までを第1期再編計画、令和6年度以降を第2期再編計画とし、第1期再編計画において6つの項目を実行することにより、町民の皆様に医療等を提供していくことです。

そして逐次経営状況を検証し、預金を含めた基金残高が令和5年度末に20億円を割り込む状況になれば、さらに厳しい第2期の再編計画に取り組むこととなっております。

令和2年4月に、計画どおり橘病院の有床診療所への転換、東和病院の病床削減を実施し、また、やすらぎ苑の介護医療院への転換、居宅介護支援事業所やすらぎの集約、がん検診事業の廃止、総務部業務課の廃止についても令和3年4月に計画どおり実施する予定です。

しかしながら、再編計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症の影響があり、病院の患者数や介護老人保健施設の利用者数が減少し、医業収入が減少しております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した補助金や病床削減に伴う交付金があるため、再編計画よりは収支が良くなるものと推計しておりますが、令和3年度以降につきましては、令和2年度にはありました補助金がある保証がなく、また、患者数や利用者数が再編計画に近いものとなるのか不確かな状況です。

また、医師が退職し、確保が困難であることから、町民のニーズを掘り起こし、本町にとって必要な医療を再度、時間をかけて検討する必要があるのではないかと考え、コンサルタント業務委託の予算を計上いたしました。

次に、再編計画や経営改革を実行し効果を上げるために組織内部でどのような取組をしているのかとの御質問ですが、毎月開催しております病院長等会議において、再編計画と実績を比較し報告しております。

また、株式会社日本経営と各施設においてオンラインによる会議を開催し、進捗管理や経営改善に取り組んでおります。経営改善には職員一丸となって進んでおります。

あとの質問は2度目ですかね。これでいいですかね。（「宿日直」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、宿日直ですね。

次に、宿日直手当についての御質問ですが、宿日直時における時間外勤務手当についてでございますが、実際の時間外勤務の調査にはタイムカードから判断できず、当直日誌等による調査が必要で時間を要しております。

調査後には職員と協議し、また専門家である社会保険労務士に相談し、法令に則った対応をしていく予定です。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ありがとうございます。

まず、空家等の問題について、質問について再質問させていただきますが。

まず、制度の話で、質問でも申し上げましたが、条例等法律があると、並立しているということなのですが、ざっと見ると、法律も条例も同じような規定がしてあると。この条例が先行しているという実態はあるんですが、法律があって、この条例が位置づけというんですか、条例があることの意味というのは、この条例の中で具体的に例えばこういうことが条例で規定してありますよと、法令でないからこれを条例で規定していますというところがあるのかどうか、条例の制定意義というんですかね、そこをちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんからの本町の空家条例と空家等対策の推進に関する特別措置法の関係と申しますか、そのことについて御説明いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法と本町の条例の関係につきましては、この法律だけでは本町が空家施策を推進するためには必要な事項等が不足しておりますので、この法律を所用しつつ、措置の追加等をしております。

例を申し上げますと、法律ではない空家条例11条の公表であったり、12条の警察などへの協力要請であったり、このほかに第3条から第5条関係の自治会等への連携、情報提供等がございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 法律で賄えないところを一部条例で規定してあるので、条例としては意味があると、一定の意味を持っているということだろうと思いますが。

もう一方で、法律には7条で空家対策計画の作成及び実施、それから11条で空家データベースの整備というのが規定されております。この辺は努力義務というか必ずそれでやらなきゃいけないという強制規定ではないんで、つくっていないからいけないというわけじゃないんですけど、この辺も空家対策を進める上で非常に重要なこと、だから法律で規定されているんだろうと思うんですが。

この辺の今後取り組み姿勢というんですか、取組の予定というのはどういうふう考えられておられますか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの空家等の対策計画を作成しない理由ということですが、空家等対策計画の策定に当たっては、この法律の第6条第2項の規定により、1号から9号までの全ての項目について、この計画に記載する必要があり、例えば6号において行政代

執行法の事項も記載する必要があることから、本町の条例ではあえて命令までしか規定しておりませんので、現在のところ整合性を取ることから計画を策定しておりません。

今後、空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するためには、計画を策定することは重要であると考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

あとデータベースについても同じような考え方で現在策定しておりませんが、今後はやっていきたいと考えております。

それより先に、まず空家対策は本町にとって重要な課題であるので、まずは町内に空家がどの程度所在するのか、周辺に危険を及ぼすおそれのある危険な空家があるのか、あるいは移住・定住に活用可能な空家があるのか等把握することが大変重要であると考えておりますので、まずは実態調査について今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まさにそのとおりで、実態調査、現状把握、これは条例をつくる前にやるべきこと、本来はですね。今からでも早急に進めてもらいたいと思いますが。

もう一つ私が言いたいのは、これ平成25年に条例が整備され、要するに問題は前からある。それを認識しているから条例も制定されたということなんでしょうけど。その後、一応条例があります、空家活用システムありますよと、法律も整備されましたという事実だけが積み上がって、結局中身の対策というのは、それを粛々とやっている、毎年同じようにやっている。これは空家対策だけに限る話じゃないんですけど。

要するに私がいつも言っているように前例踏襲でやっているから、結局本来条例を改正すべきであること、法律に定められていることに取り組むべきであることをちょっと強い言葉で言えば怠ってきているのではないかと私はちょっと指摘させていただきます。

それで、条例も一定の特定空家の公表とか氏名の公表とかいうことは条例で規定されているんですが、もっと踏み込んだというんですか、条例で法律で賄えない部分を条例で規定すべきことというのは、ほかにもいろいろあると思うんですよ。

例えば今、特定空家、危険を及ぼす空家ということで、条例でも法律でも指定できるようになった。例えば条例で公表すると、特定空家を氏名等公表し、その後、手続的にちょっと不明なんですけど、まず公表までは条例を適用して施行し、そしてその後は、今度は法律に移行して代執行等の手続を取るということになるということですよ。その移行をどういうふうにするのか、その辺の手続がどこにも規定されていないと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの命令からその後の対応につきまして、基本的な考え

方としては、この今の特別措置法と本町の条例を併せて本町の空家対策に取り組むというふうに考えておりますので、命令後またそういうことがあれば、今度措置法のほうに返りまして行政代執行のほうを検討していくというような形になると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 法律も条例も併用して適用していくということになるんだろうと思うんですが。その条例のほうで、例えば特定空家になる前の段階、予防措置として特定空家になりそうなところを、例えば準特定空家として指定するといったことを私は条例で規定すべきことなんじゃないかなと。

それとか、やっぱり非常に特定空家とか強制代執行まで視野に入れた制度なんで非常にセンシティブというか微妙な扱いになる、慎重な取扱いが必要だと思うんですが。そういったときにやっぱり元々の空家対策計画を立てるにしても、これを条例なり法律を施行するにしても、やっぱり第三者の意見をくみ取る場、それが必要なんじゃないかな、場というか機関ですね。

例えば、空家対策審査会とかそういったものを第三者的な機関をつくって意見を求めるということも当然この手続の中で必要になってくると思うんですよ。それが今まで議論になっていないということは、この手続が実際に施行されていないんじゃないかということを私はちょっと言いたいんですよ。

これは危ない、危険な空家があるよということを、例えば今、制度上は自治会から上げてもらうということになっていると思うんですが、それが上がって、じゃあそれ以降、実際に所有者に連絡をして改善を図ってもらうとか、そういったことはどれだけ進んでいるのか。もう上がった時点で、情報が上がってから以降が止まっているんじゃないかな、停滞しているんじゃないかなという思いがあるから、今日のこの質問をしているんですが。その辺は実際にどの程度まで手続上行われているのか。もちろん強制代執行があったとは聞きませんが、そういう氏名の公表まで行ったのがあるのかなのか、その辺をデータとして頂きたかったんですが、その辺いかがですかね。簡単で結構です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの、まず第三者とかそういう委員会とかというお話でございますが、その件につきましては空家等対策計画を策定する際には、作成とか変更並びに実施に関する協議を行うためには協議会が必要でございますので、この計画は空家に関する施策の方針のみならず、公権力の行使等を定めるものであるため、この協議会についても空家等の対策計画を作成することになりましたら、必要に応じて検討していきたいと考えております。

また、今のそういった公表については0件ということで、平成25年から令和2年度において、自治会から116件の情報提供があり、所有者等が特定できたものから空家の適正管理を依頼す

る文書を送付しており、所有者等が解体、改善等の対応をした件数は64件でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと耕作放棄地、空地と耕作放棄地についてもちょっと触れておきますけど、空地の問題も今何の制度の対策もないわけで、これもやっぱり空地に対する空家条例の空地版のようなものが必要なんじゃないかなと考えておりますが、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいのと。

あと耕作放棄地については、これはちょっと農業政策のほうの関係になると思いますが、やっぱりこれも要するに空家も空地も耕作放棄地も、町がある程度踏み込んだ、主体的になって踏み込んだ対策、制度ももちろんですが、制度をつくって、それを日々というか毎年検証し、問題があれば改善していく。効果が出なければ、新たな制度をつくるなり改良していくという、そういったプロセスを積み上げることによって効果というのは現れてくるものでありますんで。

ただ、要は——ちょっと時間があまりありませんので、要するに私が言いたいのは、結局実行性のある取組にするために、ただ、今制度がありますよと、こういった取組をしていますよというだけではパフォーマンスで終わってしまう。実行性がある取組にするために、今この新しい総合計画ですみたい町ということも掲げられております。

そうするために本腰を入れたやっぱり仕組みづくり、そのためにはやっぱり組織におけるそういった体制づくりというのも必要になるんじゃないかなと。なかなか今人員削減の中で厳しいとは思いますが、少なくともこの空家、空地、耕作放棄地対策というのは単に空家担当課がやるということではなくて、例えば庁内で、役場内で横断的な組織をつくって全庁的に検討するとか、一番望ましいのは、私は空家・空地・耕作放棄地対策室とか、そういったものをつくって取り組むのが一番いいと思いますけど、それがすぐにできないにしても、やっぱりそういった庁内横断的な組織をつくって、全庁的に考え取り組んでいくという、そういう姿勢がないとなかなか効果は上がってこないんじゃないかなと。

現実に私の知っているところでは、もう危険で壁が剥がれて隣地に迷惑をかけて、もう少ししたら崩れるんじゃないかというような家屋が何軒もあります。それももう1年、2年もそのままになっていると。付近の方も非常に危険を感じられているという状況になっけても、結局何の手当もされないということでは、やっぱり町民の安心、安全というのは守れないと思いますんで、その辺できれば町長さん、最後に、空家問題の最後にちょっと、今後どういうふうな姿勢で取り組んでいくのかということ、ちょっとお聞かせいただけりゃと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの空地についてお答えいたしたいと思います。

空地については雑草、雑木が繁茂し、それが放置されていることにより、火災または害虫が発生する等、地域の良好な生活環境に影響を及ぼす原因となっている空地につきましては、空家と同様に所有者の責任において適正に管理することが原則と考えておりますが、高齢化や人口減少が進む本町においては、今後も空家と同様に増加していると考えておりますので、空地、空家等を利用した定住対策を総合的に進められるよう施策を講じていく必要があると考えております。

今後につきましては、空地対策等含めた空家条例の見直しなどを検討し、また他の市町の先進的な事例を参考にしながら、さらに本町の地域性に即した町独自の施策の構築をするための調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より先ほどから御質疑頂いた内容に関しまして、関係参与より御説明をさせていただいたところでありますけれども、私も空家の問題というのは大変大きな問題であり、そしてまた地震や台風などによって住民の皆様に危険を及ぼすものであるということ、こちらも十分に認識しております。

そして、平成25年4月1日より議員発議によりまして、この周防大島町の空家条例が成立をしております。そして、それに加えて、平成27年より空家の特別措置法が執行されまして、そしてその両方をこの周防大島町においては、この2つの条例と法律、こちらを併用することによって空家の対策を行ってきたという経緯がございます。ですが、田中議員御指摘のように、それがうまく機能していたのかどうかということ、こちらが検証されることが私も大変大切なことだと思っております。

この検証をするということは、悪いことはもちろん指摘をされるべきところであるかと思うんですが、中にはよい取組もあったと思うんですね。そのよい取組も注目をされることなく、今を迎えているということが問題であると思います。

それを解決をしていくためには、今この周防大島町の中でも先ほど申しました36.0%、住居の36.0%は空家になっておるといような、統計ですけれども——がありまして、やはり実際私も歩いておっても、空家の多さに驚くところであります。

この空家というものは、今町内では政策企画課定住対策班という部署において空家の対策を行っておるんですけれども、その職員に聞くと、やはりこの空家というのは今、人がいらっしゃるときから準備をしていかないと、家というのはすぐに人が住まないと傷んでいってしまいますので、そういった取組、もう既におうちに住まい、営みがあるときから、そのように働きかけていかないといけないものであるというようなことをもって努めておられます。ですが、なかなかそれが実現をしないということは、やはり執行部としましては本腰を入れて取り組んでいかないと

いけない問題であると思っています。

それが部署を改めてつくればいいのか、人員を増やせばいいのか、それとも部署をまたいで横断的なものにするのかということも、こちらもやるという前提をもって、しっかりと取り組んでいきたいと私思っております。

そして、その検証をしっかりと行った上で前に進んでいかないといけないと思っておりますので、実態調査、それとこの部署を設けて人をしっかりと配置をしてということによって、空家対策だけではなくて、その職員が住民の皆さんとのつながりを持って、そしてこの空家対策だけではない、ほかの仕事への広がりを持つことができると思っておりますので、そのような部署、また課ということを設置することを目標に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

御指摘のとおり、空家の問題は町民皆さんの問題でありますし、それを少しでもよい方向に解決をしていきたいと思っておりますし、努めてまいる所存です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと病院のほうに移りたいと思いますが。

まず、ちょっと再編計画の話をする前に、この再編計画を実行性のあるものにするために、そういった観点からちょっと病院運営の実態について、宿日直の話も含めて、労働条件の話も含めて、ちょっと何点か再質問させていただきます。

その前に、まず病院事業局の運営のポリシーといいますか、理念、これ再編計画の話のときに随分置き去りにされたんじゃないかなという思いがあって、今さらではありますが、ちょっとそこをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 12年前に私が前椎木町長から管理者を頼まれたときと申しますか、前椎木町長から言われたときに、とにかく3病院、2老人保健施設を、そして看護学校、あと居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、検診事業等を健全に運営するという事で引き継いでまいりました。

そして、まず第一に考えたことは、やはり病院ですから医師がいないとどうにもなりませんので、医師の確保に全力を尽くしました。そして医師を確保することが非常に難しいというのは、その当時の全国的な状況でもありましたので、現在いる医師をいかに大切にすること、労働条件をよくするという事もあるとあって、当直の先生方をいろいろ大学、または周囲の病院に依頼して当直の先生で補助する。本来は常勤の先生が来るのが一番だったんですが、そこは非常に難しいということで、まず医師の確保に、そして2番目にやはり看護師さんの確保ということで、ただ幸いに看護師さんの確保は大島看護専門学校があったために、全国的に非常に看護師さんが

足らないという状況になりました中でも、どうにか3病院を維持するほどの看護師さんを、奨学金も含めて残ってもらえることで確保できました。

あとは2つの老人保健施設、これも非常に難しく、設立当時は経営もよくて、まあまあとんとんだったんですが、10年も経つと人件費もかさんでくる、またなかなか介護報酬も上がらないということで、2老人保健施設がやはり、しかもこれには交付税がほとんど出ていませんので非常に厳しい状況で、毎年両方で2億円ぐらいの赤字が出てきました。

それと同時に病院が非常に古くなって、大島病院は非常に古い状況で我慢していましたが、もういかんともしがたいということで、今の大島病院は建て替えました。

そして、東和病院も同様に、ひとつは東棟が耐震関係で耐震に問題があるということできました。（「いいです」と呼ぶ者あり）そういう状況で、とにかく病院を維持するという、またはその当時は介護施設も維持、今もですが介護施設を維持ということが大きな目的です。

もちろんバックには、大前提で町民の健康の安全、安心が第一で、それを守るためにやはり病院と老人保健施設を、そして病院を維持するために看護学校ということで、預かった施設を全部維持するというで頑張ってきたんですが、経営のほうがいかにともしがたい、御存じのように90億円あった。これも先輩方が一生懸命頑張って蓄えた90億円を徐々に基金を費やすと。

ただ、建物を建てたときに1銭も払わずに病院施設を建てていますので、それを借金で建てていますので、それを返していかななくてはならないということもありまして、非常に経営が悪いという状況になって、再編計画ということになって機能したんですが、私自身はやはり職員も解雇するというは絶対避けていかななくてはいけないということがあって、ダウンサイジングにと（「再編の話はいいです」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

という、とにかく町民の健康と安全、安心を保つために、病院と介護施設を維持するという事です。すいません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 聞いた私がちょっと間違いでした。私、気が長いんでじっくり聞かせていただきましたが。私が聞いたのは、病院事業局の理念は何かということで、これは出ていますよね、ちゃんと。地域住民に安全・安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めますというのが、病院事業局全体の基本理念であるということ、これは間違いはないとか公表されているんで、ここが一番私は再編計画を実行するにあたって、一番重要なところだろうと思うんですが。

ちょっと具体的というか細かい話になりますが、そういった病院であるべき周防大島町の病院において、ちょっと私のところに届いた相談があるので、以前お話もしているんで既に了解はしていると思いますが。

入院患者の方から、不要な採血とか薬の投与を受けたとか、禁止されているリハビリを行われたとか、荒天の日に、吹雪、雪が降るようなときに外で歩行リハビリをさせられたとか、あと退院に同意をしていないのに強制的に退院させられるようになったとか、セカンドオピニオンを求めて外出を求めたけど、それが許可されなかったとか、こういった御相談がありました。

その方は弁護士と、代理人の弁護士と相談させてほしいと申し出たそうですが、それも弁護士は関係ないんだと、医者は絶対だというような話。病院を出てもらうというようなことまで言及されたという話が私のもとへ、その方から届いています。これは事実として認められておるのかどうか、その辺の御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） その点に関しましては、個人情報保護法もあって、なかなか難しいところで、いろいろなところから聞いて、患者さんからも弁護士さんを通していろいろ言ってきていますので、現在私たちも、私自身としても職員のほうを守らなくてはいけないという立場もありますので、今弁護士さんに相談しているところです。

なかなか具体的にどういうことがあったとかいうのをお聞きしているんですが、それは詳細に調べているところですが、いろいろ食い違い等もありますので、弁護士さんをお願いしているしかないということで、弁護士さんをお願いしているところです。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 病院側にも主張というんですかね、それは。私も一方的に聞いて、先生、管理者からは御説明は受けましたけど、要するに弁護士が入って、町のほうも弁護士が入られて、紛争状態の前と、前段というような状況だと思うんで、これ以上は申し上げませんが。

私はさっきの基本理念を何で聞いたかと言うと、要するに地域住民の方から信頼されるような病院にならないと、改革も何も進まないと思うんですよね。特に入院されている患者さんというのは、非常に精神的にも肉体的にも非常に弱い立場にあると、そういう方にやっぱりもう少し寄り添った。そういう方が、ちょっと状況が分からない中で、私も申し上げるのは何ともあまり立ち入って申し上げるべきではないとは思いますが、もう少し患者さんに寄り添った。

それはさっき管理者が言われたように病院の職員を守らんにゃいけんと、いや、そういう立場じゃなくて、第三者的な相談窓口といったものを設けて、患者さんの声をくみ上げるような仕組みが必要なんじゃないか。弁護士に相談されても、そりゃ顧問弁護士に相談されるんでしょから、それは町の立場でものを言うようになる、そうじゃなくて、私は第三者的な人が関与して、そういう仕組みがある病院を今の時代ですからちゃんとあります。そういうところを改善していかなくゃいけないんじゃないか、そうしないと病院再編も改革も、結局は絵に描いた餅になるんじゃないかなというふうに感じております。

あと、宿日直の手当の問題については、前回の一般質問で質問して、そのときに実態を調査して職員と協議しますと、あれからもう3か月ですよね。さっき確か、今後調査の時間を要しているから職員と今から協議をされるというような話でしたけど、その実態はもう、手当を支払われていなかったという実態は病院事業局として把握されているんだから、じゃ、それをどうしますかと。例えば遡って病院事業局としてどこまで支払うのか、そういったことを職員の方と協議することはその実態があるんだから、そこをどうしますか。量の多い、少ない、どれだけあるかという話じゃなくて、そこをどうしますかというのをまず職員と協議しなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問についてでございますけれども、確かに田中議員さんのおっしゃるとおり、早く職員との話合いを持つというのは必要だったというふうに思います。ただ労働組合とは協議しておりまして、少し時間をくださいと、ちょっと調査に。やはり宿日直時の時間外ということで、タイムカードからなかなかちょっと算出できないことございまして、日誌等調べないといけないということで、一応労働組合さんのほうには申し上げているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、申し上げるとか一方的な通知じゃなくて、私が言うのは職員との協議の場が非常に際どい問題だろうと思うんですよ。それをどうするか、じゃ、2年、3年遡るのか、それ以降も考えるのか、全くしないのかという、それは職員との協議がまずは必要だろうと思うんですよ。それをやってくださいねと、一方的な話じゃないです、一方的な、こうしますという通知じゃなくて、ちゃんと職員の理解が得られるよう合意形成を図ってくださいねということを、じゃ、いつまでにやってもらえますか。まず第1回というか、合意形成を図る会合をいつ、協議の場をいつ持ちますか、次は、いつまでに。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 調査にちょっと時間を要することと思っておりますけれども、そこらの支給等に関しましては、早めに4月中を目標に、その協議はしていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よろしく願いいたします。

それと処遇改善手当についても、これも合意形成が必要だと思うんですが、実際に処遇改善手当を下げるのであれば、ちょっとその辺が把握していない部分もあるんですが、令和3年度のこの処遇改善手当の予定というのは、ちょっと私が聞いたところによると下がるんじゃないかとい

うような話も聞いているんですが、その辺をちょっと御説明を頂けますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 介護職員処遇改善手当でございますけれども、令和2年度の最初の申請計画——処遇改善をどのようにするかという計画をまず立てなければいけないことになっておりまして、その計画を県の長寿社会課のほうへ提出するようになっております。

（「わかっている」と呼ぶ者あり）

それで、通常介護報酬の介護職改善加算というのが介護報酬の財源として、それをもって介護職員の処遇改善を行うことになっておりまして、病院事業局では手当として支給しておるところです。

ただ、介護報酬の処遇改善加算というのは、介護報酬に影響するものでございまして、今年度新型コロナウイルス感染症の影響によりまして介護報酬がすごく減少しまして、それを上回る手当を出すことになっておるんですけれども、加算額が減少したために手当額を減額するという仕組みになっております。

過去においても、介護報酬が上がれば増額をしておりますし、介護報酬が減少した場合には手当を減少、減額させるということで行ってきております。

今年度も2月、3月介護報酬が増額すれば手当を増額するような仕組みになっておりまして、そこは毎年度調整をしているところではございます。一番最後に3月分として、最終的に調整を行うことにしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、じゃ、従前どおりという、今のところ令和3年度の介護処遇改善手当については従前どおりであると。下がるということは今のところ明言しないということなんですか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 職員には、年間の介護報酬の総額によって月々の介護職員手当を決めておりますので、今年度介護報酬が減少しておりますので、12月から減額として手当を支給するというで通知させていただいております。（「令和3年度」と呼ぶ者あり）令和3年度ですか。一応令和3年度は、前年度の介護報酬の総額の見込みで計画することになっておりまして、今現在計画をしているところではございまして、確かな金額は設定しておりません、まだ。（「時間です」「最後ね」「ほんなら早くお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、これまでどおりのやり方で、私が聞いたのは病院の収益が悪化したから介護処遇改善手当を下げますよという説明だったというから、そういうことは

あり得ませんよと。だからそこを、やっぱり職員の方も誤解しちよる部分もあると思うんで、きちっと説明して合意形成が図られるように、さっきの宿日直手当のことも一緒ですが、これについても職員の労働条件に関わることでありますから、きちっと丁寧な説明をして職員との合意形成が図られるように、そういう場を設けて、協議が必要なら協議の場を設けて対応していただきたいと、これはお願いしておきます。

以上です、ありがとうございました。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 改めまして、おはようございます。議席番号10番、吉村忍でございます。今回も発言の機会を与您にいただきましたこと、まづもってお礼を申し上げます。

質問に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

毎年、大手出版社により実施されております小学生が将来就きたい職業アンケートにおいて、近年常に上位にランクインしているのがY o u T u b e rですが、今年50歳の大台に乗る私も、現在Y o u T u b e rを目指しております。（笑声）と申しますのも、現在ソーシャルネットワークサービスの中で最も利用率が高いと言われておりますY o u T u b eに周防大島町議会チャンネルの開設に向け、議会広報編集特別委員会で準備を進めております。

このY o u T u b eチャンネルの開設の目的は、現在ケーブルテレビのアイ・キャンでしか視聴できない議会中継が、議会広報に貼布したQRコードの読み取りや議員名の検索によりスマートフォンやタブレット端末、パソコンなどでいつでも視聴できるようにすることで、町民の皆様に町政に関心を深めていただき開かれた議会を目指すものであります。

また、自身の顔写真のポスターを町内に200か所以上も貼り、顔写真入りのリーフレットや名刺を数千枚も町中に配り、自分の名前を連呼して町内を車で走り回ることから、議員はナルシストだと揶揄されます。私もインターネット上でそう揶揄され、当然自覚もあります。自身の映像がY o u T u b eを通じて全世界に発信されることがいい意味でのナルシズムの発揮につながり、一般質問の登壇者の増加が期待でき、議会の活性化を目指すものであります。できるだけ早い時期の開設を目指しておりますので、開設の際にはチャンネル登録をお願いいたします。

それでは、通告をさせていただきました防犯カメラと救急体制について、2項目を質問させて

いただきます。

1項目めは、防犯カメラを活用した安全で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

近年、町内では窃盗事件が頻繁に発生しています。柳井警察署に問い合わせたところ、過去3年間の町内の窃盗事件の発生件数は、平成30年が30件、平成31年及び令和元年が30件、令和2年が27件とのことで、そのうち留守中に侵入する空き巣や在宅中に侵入する居空きの侵入盗が、平成30年は10件、平成31年及び令和元年が16件、令和2年が18件と、窃盗事件のうち侵入盗が増加傾向にあり、中でも安下庄地区でその3割が発生しているとのことです。

その窃盗事件等の犯罪抑止や事件、事故の早期解決、子供や高齢者の見守り等を目的とした防犯カメラの設置、さらに公用車へ動く防犯カメラとしてドライブレコーダーを設置し、防犯カメラを活用した安全で安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組むべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

2項目めは、救急体制の充実についてであります。

休日に急な病気やけがをした際、町内で医療を受けることが困難であり——もう1度言います。休日に急な病気やけがをした際、町内で医療を受けることが困難であり、人口1人あたりの救急搬送人員が人口規模が約2倍の柳井市よりも約1.6倍多い周防大島町、これは平成31年及び令和元年の統計であります。

具体的に申し上げますと、柳井市の救急搬送人員は1,511人、周防大島町は1,254人、人口1万人あたりで比較しますと柳井市は475人、周防大島町は777人となります。

また、通告後に入手した令和2年の統計では、柳井市の救急搬送人員は1,233人、周防大島町は1,117人であり、人口1万人あたりの救急搬送人員は柳井市の約2倍となっております。

このように救急搬送人員が多く休日に急なけがや病気をした際、町内で医療を受けることが困難なこの周防大島町には、一刻も早く救急救命士による迅速で適切な応急措置を施しながら、1分1秒でも早く町外の医療機関へ搬送するための道路整備や町内配属の救急隊の増隊等の救急体制の充実、強化が必要であると考え、実体験からも強く望みますが、執行部の見解を伺います。

以上、2項目について、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、吉村議員さんの一般質問2項目めであります救急体制の充実強化についての御質問にお答えをしたいと存じます。

御存知のとおり本町の救急搬送体制、こちらは1市3町——こちらは柳井市、上関町、平生町、そして周防大島町、こちらで構成をする柳井地区広域消防組合が担っているところでございます。

はじめに、近年の柳井地区における救急概要について申し上げますと、平成23年から令和

元年にかけては、緩やかに増加傾向となっておりますが、令和2年においては、救急発生件数は3,214件で前年に比べ5,266件の減少となり、そのうち搬送された方は2,852人と前年に比べ5,377人の減少となっております、1市3町の全てで減少となっております。

次に、本町における令和2年の救急発生状況につきましては、先ほど吉村議員御指摘のとおり発生件数は1,204件、搬送された方は1,117人と全体の約39%が本町から搬送された方となっております。

現在、柳井地区広域消防組合の組織編成は、柳井市に本署、そして大畠にある東出張所の2施設、上関町には南出張所が1施設ありますが、本町においては三蒲に西部出張所、安下庄に中部出張所、内入に東部出張所の3施設と大畠にある東出張所においても本町への出動区域に含まれていることから、他の市町と比較しても施設、人員等においては充実をしているものと考えております。

しかしながら、重症者等の搬送は1分1秒でも早く医療機関に搬送することは大変重要であるということは、吉村議員と同感でございます。町といたしましては、傷病程度の割合は、軽症が全体の31.8%を占めている状況において、救急車の適正利用について関係機関と連携し地域住民へ周知するとともに、急な病気やけが等で救急車を呼ぶか、病院に行くか迷った場合の救急医療電話相談、いわゆる＃7119などの周知にも努めてまいります。

最後に、緊急車両通行のための道路整備をどのように考えるかという御質問でございます。

緊急時のための道路整備といいますと、救急・救命や消防車両だけでなく、災害発生時の避難路等、防災対策を含むと考えております。

町内の状況を見ますと、人家が立ち並ぶ集落の中心的な地区や人家が点在する中でも生活道路が狭小である地区などを中心に緊急車両の進入が困難な箇所が存在していると認識しております。

これらの道路全てを緊急車両の通行が容易にできるよう拡張できれば理想的ではありますが、現実的には非常に困難であると考えます。現状では、自治会等で、具体的な路線の選定や地権者から用地や物件提供の同意を得ていただき、土地の分筆・登記が可能で国の補助事業等の採択基準を満たすものであると認めることができるものであれば、将来的に事業化に向けた検討・協議を始めることができる状況になると考えております。

今後も各地域の皆様にも御協力を頂き、救急・救命対策を含めた防災対策に一層努めて、町民の皆様が安全・安心に生活できるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、県道の道路整備については、引き続き特定財源の確保や計画の実施について関係機関に要望してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 続きまして、吉村議員さんの防犯カメラを活用した安全で安心して

暮らせるまちづくりについての御質問にお答えいたします。

はじめに、犯罪抑止や事件・事故の早期解決、子供や高齢者の見守り等を目的とした防犯カメラの設置についてでございますが、御存知のとおり防犯カメラ設置の最大のメリットといたしましては、やはり犯罪そのものを抑止する効果があり、肉眼で確認できない場所も防犯カメラを設置することにより死角をなくすことが可能になることなどが言われております。

また、子供や高齢者の見守り等の1つの有効な手法であることも認識しているところでございます。

一方、いくら設置目的が防犯対策であってもプライバシー保護の権利とぶつかってしまうケースも想定されることや、犯罪を未然に防ぐ抑止効果はあるものの直接的な犯罪行為を阻止する能力はないこと、防犯カメラの設置場所の選定、設置維持管理経費の問題などクリアすべき多くの課題があることも事実でございます。

今後も引き続き県内、柳井管内の犯罪情勢等を注視するとともに、関係機関との連携等を図りながら、総合的な防犯対策を町民の方々、地域の皆様とともに推し進めていく必要があると考えております。

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置についてでございますが、確かに吉村議員さんの御指摘のとおり町内を巡回するような公用車にドライブレコーダーを設置することは、現在、社会問題となっております、あおり運転等の犯罪への対策にもつながるものであり、ドライブレコーダーは低廉な価格で設置が可能であることから、今後は町内を巡回する頻度が多い公用車を対象に、ドライブレコーダーの設置について検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、議会初日の町長の施政方針で申し上げましたとおり町民の安心・安全を確保する責務がございますので、ソフト・ハード両面の事業について十分考察し、対応可能なものから対策を講じていく必要があると考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございます。求める答弁そのものだったと思います。ありがとうございます。

地域の防犯対策や住民のプライバシー保護の観点から、防犯カメラに関する施策を展開している先進地についてちょっと調べてきましたので紹介をさせていただきますと。

まず、防犯カメラの設置は3通りの施策があるそうです。1つ目は、自治体が設置するもの。2つ目は、自治体が設置するものに加え民間事業者等が設置するもの。そして3つ目が、民間事業者が設置するもの、その3つに分類されるそうです。そして、それぞれ条例や規則、要綱により設置運用基準を示す必要があるようでございます。

ちょっと私の勉強不足で大変申し訳ないんですけど、令和3年度の新年度予算に、漁業経営構

造改革改善補助事業というのがありまして、この中に外入地区及び伊保田地区防犯カメラ設置工事というのがありまして、事業費の80%を補助する予算が計上されておりました。本町は既に防犯カメラ事業について取組を開始されようとしていることで安心をしたんですけども、一つ確認をさせていただきます。

まず、これについての運用方法とかそういう定めはございますでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの吉村議員さんの何か決まりはあるかということと思いますが、今回の補助事業といたしましては、水産振興対策事業費としまして漁業経営構造改善事業補助金といたしまして事業を実施するものでございます。これにつきましては、周防大島町水産振興事業補助金交付要綱の下でこの実施をしております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 本当は具体的に例えばプライバシーの保護はどういうふうにするのか、映像はどういう場合に使うのであるか、とかいうふうな定めが必要であると思うんですけども、漁協へ補助を出して漁協がやるということなので、そこまでは定めていないというふうに理解をさせていただきます。

設置している自治体です。やはり条例を設置して、やっぱり映像の利用目的などを明確にして、さらにプライバシーの保護には十分配慮する必要があるというふうなところが多くありましたので、この機会にそういう設置に関する条例とまではいかななくても要綱等定めておいたほうが良いと思いますので、これを提案をしておきます。

やっぱり防犯カメラを設置した自治体では、やっぱり抑止効果と地域住民自体が思う体感治安というものが向上したようでございます。先ほど侵入盗の約3割が安下庄で発生していると申しましたが、1,000円札だけ残して1万円札だけを盗んでいく事件と下着が盗まれる事件がほとんどだそうでございます。いまだ犯人検挙の情報が入っておりません。

窃盗事件に遭うと、被害者は大変な思いをされます。現金や下着を盗まれた上に現場検証で時間まで奪われてしまいます。さらに警察車両が止まっていることで何か変なうわさを立てられるんですね。これちょっと何であれなんですけど。

実は私も以前柳井市に住んでいた頃、侵入盗の被害に2回ほどあったことがあります。2回とも下着なんですけども、2回目は何でかしらん、私の下着まで（笑声）なくなっていました。警察の方に現場検証に来ていただいて、指紋採ったりとかというふうなことを家の中に入ってやるんですけども、一番恥ずかしいのが、その盗まれたものがどんな形だったか、どんな色だったか、幾らで買ったか、ここまで聞かれるんですよ。

ちなみに、被害額というのを設定するんですけども、その被害額というのはその盗まれたもの

を、あなたが幾らだったら買い戻すか、これが被害額になるそうです。私は当時5,000円で設定したんですけども、犯人はいまだ検挙されておらず、その下着もまだ返ってきていない、非常に悔しい思いをしているんですけども。すいません、話が逸れてしまいました。

多くの方から防犯カメラを設置する声が本当多く上がっています。実は昨日も、この私が一般質問をするというのを知らない方からも、ちょっと防犯カメラについて議会に言うてくれや、ちゅうふうなこと、御提言も受けたところでありますので。

個人で設置されている方も結構今いらっしゃって、岡崎議員も先ほど紹介してからつけるよとしたんですけど、私の家も実はつけています。最初はペット見守り用に家の中につけたんですけども、空き巣や下着泥棒が多いということで、ちょっと家の外に向けてちょっとつけてみました。かなり高精度で、1台3,300円だったんですけども、スマートフォンで出先から今家の前を誰が通りよるとか見えるんです。

Wi-Fi環境と電源さえあれば簡単に設置できる時代になっていますので、先進地の事例ではやはり地域が一丸となって安全、安心のまちづくりを目指し、防犯対策に取り組んでいることが多いようでございます。個人や自治会または事業者を設置者を募集して、補助金を交付する方法と犯罪認知率の減少させる効果を――募集して、個人には補助金を交付する形での方法をまた検討していただきたいと思っています。

千葉県には、防犯対象地域に約1,000台ほど設置している地域があります。また神奈川県には全ての小学校に、通学路に設置をしている。その市では、全ての公用車にドライブレコーダーを設置しているというところもあります。ほかにも大阪では、警察と全面協力して、これは全ての小中学校の通学路に750台の防犯カメラを設置したという地域もありますので、またこういうところを研究していただいて取り組んでいただきたいと思います。

最近国営放送のニュースでもあったんですけども、大阪府の八尾市なんですけども、ふるさと納税の仕組みを利用して防犯カメラの設置費用を募ったところ、4,500万円もの寄附金が集まったそうです。それで事件・事故が多い場所や小学校の通学路にまた新たに300台の防犯カメラを設置したという事例もございます。

このふるさと寄附金については、以前一般質問をさせていただいたことがあるんですけども、このような八尾市のようなクラウドファンディング方式、これがふるさと寄附金のあり方だと思いますので、これは通告の範囲外でございます、また別の機会にまた提案をさせていただきます。

もう1件、提案として、現在通信技術が非常に発達しておりますので、5G技術を活用したドライブレコーダーであるとか防犯カメラなどの管理などでまちづくりについても研究をしていただきたいと存じます。

長々と申しましたけども、町長が今定例会の初日に施政方針の冒頭でおっしゃいましたたのし

い島、すみたい島、いきたい島を目標に、夢と情熱を忘れず親、子、孫の3世代が安心して暮らしていただけるまちづくりには、その防犯カメラの活用が不可欠だと考えておりますので、早期に取り組んでいただくよう要望しておきます。

防犯カメラについては以上でございますが、別に何かおっしゃりたいことがあったら。（笑声）いいですか。じゃ、伺いましょう。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より防犯カメラの御提案を頂いたところでございます。私も先般吉村議員が一般質問で上げられていました不法投棄の防止についても、防犯カメラというのはやはり非常に抑止力になるなというふうに思っておりますし、そしてまた交通事故におきましても、やはり現場検証する前にドライブレコーダーがついておれば、その事故の状況はすぐ後ほど確認ができる。そして過失割合をすぐに出すことができるという良い面、そしてまた防犯対策においても犯人の検挙だけではなくて、犯罪の抑止にもつなげることができる、これは大変有効なことであるので、ぜひとも設置についても研究を重ねていきたいと思うところであります。

御指摘、御提案ありがとうございます。しっかり努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。今回はスタイルを変えて追求するようなことはしませんので（笑声）御安心ください。言いたいことだけ言うて、また何かあったら頂きますので。

それでは、救急体制についてお伺いをいたします。

発言の真意は当然御理解をされているとは思いますが、何度も繰り返しますが、休日に急な病気やけがをした際、町内で医療を受けることは困難でございます。この状況は、多分これからも好転することは私は期待ができないんじゃないかなと思っています。

1年前の令和2年第1回定例会のこの一般質問におきまして、休日、夜間の救急の対応について伺いました。その際の御答弁は、33%お断りしているが、町民の皆様にご信頼していただけるよう診察依頼があったらできる限り町立病院で対応していきたいとのことでした。

その後、4月から12月までの時間外診療調査票をいただきまして、この数字を統計しますと、この9か月の急患のお断り率、約やっぱり33%でした。何も変わっておりません。さらに私は断るにも断り方があるということで、受入れ先を紹介するなどして信頼回復に努めるべきだと提言をさせていただきました。これも答弁のみで行われていないのが現状でございます。

3人に1人しかお断りしていないと言われるかもしれませんが、その1人の方から言うとも見捨てられたという気持ちになります。その見捨てられた患者は、患者の命を救ってくれるのはもう救急救命士しかいないんですよ。ですね、救急車は絶対に断れません。現場まで駆けつけて

きてくれて、適切な応急処置を施してくれます。しかも無料です。当直医ほど高給取りではありません。あ、すいません。ちょっと口が滑りました。（笑声）

応急処置を施しながら、1分1秒でも早く町外の医療機関へ搬送するための道路整備ですね。町内配属の救急隊の増隊しか見捨てられた患者の命を救う方法はないと私は考えています。これは以前からずっと思っていたんですけども。

そしてこのたび、町立病院に見捨てられた患者の1人として、より強く思うように（笑声）なりました。1度断られたら、振られたと一緒にね、ストーカーじゃないんで、もう行かんのですよ、そこに、見捨てられた患者は。要するにこのままで行くと、毎年33%の患者が町立病院から離れていくことになるかと推測されます。現在53人の入院患者さんの病院が、4月から70人の入院患者さんがいる新年度予算になってきますけど、これは何か秘策があると私は信じています。

あんまり言い過ぎちゃいけないんですけど、ちょっと今日は言わせてください。今年度、地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金へコロナウイルス感染症に関する国からの支援で、再編計画と比べ赤字幅が縮小する見込みだと喜び浮かれているようでございます。

一方で、医業収入を増加させる体制づくりについては努力は私のほうからは見えません。あんまり言うたら怒られるんですけども、管理者が三顧の礼でおいでいただいた方々に、町民が戦闘機の轟音で我慢した代償の再編交付金が費やされて、一般会計にまた大きく圧迫しているにもかかわらず、さらにくれくれと発言される。私はちょっといかなものかと思っています。あくまでも私の意見です。すみません、話がちょっと。

道路整備については、これまでに緊急自動車が地区内に入ることが困難だったのを安下庄の三ツ松に道路ができました。このように住民の声を聞きながら、積極的にまた今後取り組んでいただきたいと思っております。

まとめになるんですけども、定住対策は本町の重点施策の一丁目一番地でございますけども、現状のままなら救急医療が受けられる確率が高い柳井市や岩国市、周南市への人口流出が避けられません。この周防大島町のため、町民のため、一刻も早く救急救命士による迅速で適切な応急処置を施しながら、1分1秒でも早く町外の医療機関へ搬送するための道路整備や町内配属の救急隊の増隊等救急体制の充実強化、どうか町長には私の考えを御理解いただき、先ほどの防犯カメラの件と併せて御検討いただきますようお願い申し上げます。

私からは以上ですが、何かおっしゃりたいことがありましたら伺いますが。（笑声）いいですか。じゃ、ないようでありますので、私の発言は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 山根です。よろしくお願ひいたします。イギリスの詩に春は残酷な季節であるというものがあると記憶するのですが、この春は昨年の春に引き続きまして多くの方々にとって厳しい春と思います。

早速ですが質問に入ります。

まず、町の施設の安全対策についてであります。

この2月3日午後、町内伊保田の陸奥記念館駐車場におきまして、2名が死亡する痛ましい交通事故が発生いたしました。新聞等から見て概要を説明いたしますと、70代の御夫妻の乗られた乗用車が駐車場から歩道を乗り越えフェンスを突き破って海中に落下し、お二人とも溺死されたという痛ましい事故でございます。

事故を目撃された方にお話を伺いますと、奥様が運転しておられてスピードを上げた様子はなく、歩道の手前で駐車場の枠の中で止まるんだろうと思っていたら、そのまま止まらないので、ちょっとあれっと思っていたら、歩道を越えてフェンスを突き破って海中に落下したと、そういうことでした。

事故の直後、なぎさ水族館の方がすぐに潜水されてお2人を引き上げたのですが、とっさの的確な判断と果敢な行動にもかかわらず、お2人が亡くなったという、お2人の死亡となったという、そういう痛ましい結果になりました。

事故の後に私も現場に行きました。現場を見ますと、海に面した駐車場には車止めはなく、ほんの1、2センチの段差で車だと簡単に芝生から歩道に乗り上げ、フェンスもガードレールのような車を止めるものではなく、アルミをねじ止めしたような、人が寄りかかっても落下することはないような、そういう人の転落を防ぐもので、車の重量だと簡単に突き破るような状態です。

私も現地にはこれまでも何度も行っておりますけれども、正直なところこのような事故が起きるまでは、この駐車場がこういう危険な状態にあるということは気がつきませんでした。

そこでお聞きしたいのは、今回2人の貴い人命が失われるという重大な事故を受けて、現場となった陸奥記念館駐車場の安全対策が早急に必要と考えますが、海に面した区画だけでも車止めを設置するなどの対応についてのお考えと、ほかの町の施設でも交通の危険を指摘する声も住民や来訪者の方から聞くことがあります。町の施設全てというわけにはいかななくても、多くの人や車の出入りのある施設では、コンサルタントなど交通安全対策の専門家に依頼して危険指摘を行ってもらい、それから改善していく必要があると考えますが、その対応についてのお考えをお願ひいたします。

続きまして、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

まず、この質問に入る前に病院などの医療現場で、また高齢者施設などで勤務される方々に心から御礼申し上げます。周防大島町内で新型コロナウイルスの感染が抑えられておりますのは、皆様方の努力があつてのことと感謝いたします。

また、本件に関わる本町健康福祉部、病院事業局、医師会をはじめとする関連部署の方々におかれましては、力を尽くしておられることと理解しております。それを踏まえた上での質問でございます。

周防大島町では、医療従事者の方々へのワクチン接種に続いて、まず高齢者の方々へのワクチン接種が始まることとなります。ワクチン接種を受けるか受けないかということは自己判断によるということは、2月の臨時議会でも御説明を頂きました。それから住民の方々とお話をしておりますと、受けますという方もいらっしゃる、いや自分は受けないという方もいらっしゃいます。理由についていろいろとお伺いしておりますと、多くの方が、実のところきちんとした判断材料がなく、うわさ話であつたり印象であつたり、そういうことで決めておられる方が多いというのが現実であります。

これには歴史的な問題もございます。1970年代から80年代にかけて、天然痘ワクチンを接種した後の脳炎などワクチンをめぐる様々な副反応に政府が十分な補償を行わなかったことから、国内でのワクチンへの不信感が高まりました。その結果、各地で集団訴訟が相次ぎ、政府はそれを受け入れず争ったため多くの裁判が長期化し泥沼化したものさえあります。マスメディアからも大きく批判されることになりました。

本来は、行政が副反応が起きたときに対応するための予算なり基金なりを設けておいて、被害が発生したときは速やかに手厚い補償ができる、そういう体制をつくっておくべきだったのに、それを怠ったのが原因でありました。

さらに2000年代半ばには、子宮頸がんワクチンで再び副反應對応を怠り、またしても集団訴訟が起こされるというそういう事態になり、その結果、子宮頸がんワクチンの接種は任意となりました。副反應對策が確立された現在でも、日本ではほとんど接種されない状況となり、このままでは子宮頸がんでは年間1万数千人の方が発症し、そのうち数千名の方が亡くなるという事態さえ考えられると警鐘を鳴らす専門家もいるほどです。

感染してから治療するよりも、ワクチン接種で蔓延を防ぐほうが、住民お1人お1人の体にも懐にも優しく、また社会的にも財政的にも大いに有利であるというのが国際的な常識ですが、日本では今申し上げた経緯から、ワクチン接種に対して否定的な考え方や印象を持たれる方が多いというのが現状であります。

そこで質問ですが、ただいま申し上げた現状がある以上、ワクチン接種におきましては、クーポンの配布にあわせて住民の方々正しい判断ができるよう情報提供が必要となると考えます。

具体的にはワクチンを接種した際のメリット、デメリット、それから接種しなかった際のメリット、デメリットを分かりやすく説明した資料を例えばクーポン発送の際に同封する。

さらには、副反応が起きた際の対策についても、今回は予算措置がなされ、現在では法律に基づいた手厚い反応、手厚い対応が予定されております。具体的にどのような補償が受けられるのかも、そういったことも説明し、先ほどのクーポンの発送の際の同封とあわせて町の広報やホームページにも掲載する、そういった対応が必要であると考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

以上、2点を質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員さんより2点御質問を頂いております。

はじめに、町施設の駐車場などでの事故防止対策についての御質問にお答えをいたします。

高齢者が運転をする自動車事故が近年多発している中、本町においても、非常に不幸な事故が起きたことについて、まずは、事故の犠牲になられた方に対して御冥福をお祈り申し上げます。

事故が起きました現場においては、二度と不幸な事故が起きないように、必要な対策を検討していきたいと考えております。

また、町が管理する施設の駐車場につきましても、各施設の使用形態や利用状況を踏まえて適切に対応したいと考えております。

次に、2点目の新型コロナウイルスのワクチン接種に伴う住民への情報提供についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行及び長期化は、人々の生命・健康はもとより、社会経済にも大きな被害を及ぼしております。

このような中で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、重症化や感染症予防効果があるとされるとともに、医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されているところでございます。

しかしながら、どのようなワクチンでも、副反応が生じる可能性があります。

また、まれに急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーが起こることがあるとされ、接種はあくまでも強制ではなく、国民の意思に委ねるものとされております。

令和3年2月14日に薬事承認されたファイザー社の新型コロナウイルス感染症ワクチンは、2回の接種によって95%の有効性があり、発熱や咳などの症状（発症）を防ぐ効果が認められるとされています。

ちなみにインフルエンザワクチンの有効性は約40から60%とされております。

また、ワクチン接種後、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの副反応が生じる可能性があり、治

療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めてまれであるものの、0ではないとされております。

国内の治験では、ワクチン2回接種後に、接種部位の痛みは約80%に、37.5度以上の発熱が約33%、疲労・倦怠感が約60%の方に認められております。

ワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、米国で100万人に5人程度との報告がなされているところでございます。ただし、仮にアナフィラキシーを引き起こしても、ワクチン接種後30分以内に接種医による適切な処置ができる体制及び必要に応じて様々な症状に総合的に対応できる専門的な医療機関を確保しております。

このたびのワクチン接種にあたっては、国は、ワクチンの科学的知見に係る国民への情報提供、予防接種を受けた方に健康被害が生じたときの健康被害救済に係る認定、副反応疑いの報告制度の運営について、円滑に行うこととされております。

本町におきましても、医師会等との連携の下に、適正かつ効率的なワクチン接種の実施をはじめ、健康被害の救済、副反応報告制度の円滑な運用への協力、住民の皆様への情報提供等を行うこととしております。

このため、今回のワクチンの特性に加え、接種対象者や接種順位、期間、回数、接種場所、費用、ワクチン接種に関する相談窓口等について、令和3年3月15日に案内リーフレットを全戸に配布したところでございます。

現段階では、ワクチンの供給量に限りがあるため、詳細なスケジュール等は、いまだお知らせすることは叶いませんが、重症化するリスクや医療提供体制確保の必要性などを考慮した、国が定める接種順位に従い、接種時期等につきまして、その都度、適時必要な御案内や情報提供等を行うとともに、健康増進課にコールセンターを設置し、常時1名以上の保健師で相談対応を行うこととしておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

それでは、まず、駐車場などでの事故防止対策について再質問いたします。

これから対策を講じていかれるという町長からのお話ございました。具体的にどのような対策を考えておられるのか、お聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの山根議員さんの御質問ですが、ちょっと今、全てはございませんが一般論も含めてちょっと申し上げたいと思います。

まず、車止めという、一口に車止めと申しましても、大きく分けて2つの2種類あると考えております。

1つが一般的にございます車両が、万が一、過走しても安全な範囲で止まれる、いわゆる立方体的なもの、普通のスーパーなどについております車止めでございます。

それともう1つは、公園等に車両が進入しない、できないようなちょっと大型の直方体、コンクリートでできたようなちょっと大きな工作物になるんですが、この2種類、ちょっと大きく分けてあると、考え方があると思います。

特に今回事故が起きました現場につきましては、背後——前面といいますか、護岸ということもありますので、利用者の方が安心して使用できる注意喚起も促すもの、または構造物、それに見合った構造物等の設置を検討していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。早急の検討とそれから実施についてお願いしたいと思います。

それからもう1点、町の施設ほかにもたくさんございます。そういった中で、今回こういう痛ましい事故が起きて、それでほかの施設も、やはり私も今回現地に行って、はじめて、ああ、ここは危険なところだったというのが分かりました。素人が見たのでは、なかなか分からないですね。そういう危険な場所というのはあると思います。そういったところは例えば、専門家であったりコンサルタントのような方をお願いして指摘をしてもらおうという、そういうことが必要ではないかと考えるんですけれども、それについてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの専門チームとか協議会、専門チームで協議とか見て回るとか、そういった御質問と思うんですが、ちょっとそれについてお答えいたします。

全ての施設という一般的な駐車場もございます。特に危険な箇所につきましては、今回、嵩山のランチャー台とか頂上でございます。そういったものにつきましてやはり過失といいますか、そのまま放置しておってどの程度の対策が必要かとか、やっぱり利用者もおりますので、そういったことで弁護士さんに意見をちょっとお伺いしたりして、対策を講じるようにしたりしておる施設もございます。

全てにつきましても、ちょっとそういったいろいろな今回に限らず、小さなけがとかもございますので、今後もそういった施設につきましては、ちょっとよく関係部署で確認に回りまして適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村 浩君） 今の部長の答弁に加えまして、まずは職員で各現場を調査して、その後、必要な箇所についてはそういったことを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。安全というのは普段から気にかけて、常に検討していかないと、なかなかいきなり、じゃあ見て回って、すぐに改善できるというものではないと思います。

私も電柱に登ったりする部門のある会社におりましたので、新入社員の頃に安全教育をたたき込まれました。そのときにハインリッヒの法則というものを学びました。ハインリッヒさんというのは、今から100年ほど前にアメリカの保険会社に勤務しておられた方で、調査の仕事しておられました。この方が事故を調査しているうちに、ある種の法則のようなものに気がつく。それがハインリッヒの法則と言われるものです。1対29対300という数字で御存じの方も多いと思います。

1件の死亡事故などの重大事故の陰には29件の軽微な事故がある。その陰にはさらに300件の事故に至らない危険、ひやっとしたとかはっとした、それヒヤリハットと言ったりします。そういったものがあるということです。つまりヒヤリハットと呼ばれることをなくすことが重大事故をなくすことにつながる。重大事故をなくすにはヒヤリハットをひとつひとつなくしていくことしかない。そういう考え方です。

今回の事故も、恐らく現場ではこれまでの長い間、ひやっとしたとかはっとしたという経験をされた方が多かったと思います。しかし、それは1人1人の経験で終わってしまって共有されることがなかった。そのために改善につながらず、今回の痛ましい事故になってしまったと考えます。

周防大島で少なくとも町の施設では二度とこのような痛ましい事故を起こさない、そういう強い覚悟で町民の皆様、来訪者の方々が安心して使っていただけるような対策を実行していただくよう求めます。そのために、もちろんぐるっと回って危険を考えることも必要だと思います。しかしながら、ひやっとした、はっとした、そういう軽微なところに事故の鍵というのは隠れているわけです。そのことをよく認識していただいて事にあたっていただきたいと思います。

安全対策については、以上にしたいと思います。

続きまして、コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。

今回いろいろと広報もされる旨、町長のほうからも頂きました。15日に配布された資料のほう私も拝見いたしました。ただ、そこには私が申し上げた具体的なメリット、デメリットについては触れられてはいなかったと思います。

今回はいろんな憶測であるとか、そういったものが飛び交っております。ちゃんときちんとしたメリット、デメリットというのを示していただいて、一つの指針というのを行政の側が示すことは非常に大切だと思います。その件についてはどのようにお考えか御答弁頂ければと思います。

お願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 山根議員さんからメリット、デメリットをきちんと町民の方にお知らせをすべきだと、こういう御提言を頂きました。

現在、接種券、クーポン券の配布というのが、高齢者については今後これから始まっていくわけですが、その際に今回使いますファイザー社のワクチンに関する情報ですね、それから副反応に関する情報を網羅したチラシを同封をする予定にしております。

それから、先般、先ほど被害救済制度についてのお話もございましたが、これについては先ほど町長のほうからも申し上げましたが、町内に町として被害救済の協議会を設置し、そして県に設置し、最終的には国に行つて国が判断をするという流れになっておりますので、そこは御理解を頂きたいというふうに思っております。以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。それは私は分かるんですけども、住民の方が分かるかどうかだということをお尋ねしているわけですが、住民の方に対しては、どのような周知をお考えでしょうか。15日に配ったあの資料1枚でもう終わりと、そういうことでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 先ほど町長の答弁のほうにあったと思うんですが、今回のチラシについては、ワクチンの供給量が限定をされている今状況がございますので、接種時期については入れておりません。ということは、その接種時期にそれぞれの町民の方、高齢者から始まって基礎疾患のある方、それから一般の方と、こういう形になっていくわけですが、その都度情報を提供していきたいというふうに思っております。

先ほど町長そのように申し上げたというふうに私は理解をしておりますので御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。その情報提供の際に、ぜひ具体的なメリット、デメリット等についてお示しを頂ければと思います。——失礼しました。

現在でこそ、ワクチン後進国の様相を呈しております我が国でありますけれども、戦前は野口英世、北里柴三郎といった世界的な研究者を輩出した言わばワクチン大国でありました。さらに遡れば、世界最初のワクチンはイギリスのジェンダーによる天然痘の種痘でございますが、その最初の種痘からおよそ50年後、アジアではかなり早い時期の江戸時代末期には我が国では接種が始まっておりました。

様々な当時の風評被害の中で、種痘の普及に努めた医師たちの1人に大阪で適塾を起こした緒方洪庵先生がいらっしゃいます。大村益次郎、福澤諭吉、長与専斎、佐野常民といった日本の社会の近代化に尽くした人物を多く輩出した適塾には、私どもの周防大島からも10名ほどの若者が塾生として学んでおります。

周防大島は元来が進取の気質に富む地域であると考えます。今回のコロナ禍への対策の鍵となるワクチン接種を何としても成功させ、1人たりともコロナウイルスによる死者は出さない。そういう覚悟で臨んでいただきたいと思います。そのために私どもも、協力を惜しむものではございません。

また、コロナウイルスへの対策は感染ばかりではございません。事業や経営、生活への影響、生活苦や経済悪化による自殺などの犠牲もあってはなりません。そうした総合的な視点からの町長のお気持ちについても、最後にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員から御質問頂きました新型コロナウイルスワクチンの住民へのメリット、デメリット、情報提供についてということであります。

御指摘のとおり、やはり町のほうからワクチン接種に際して先般の3月15日、赤い、ピンク色の用紙を全戸配布させていただいたところですが、それだけではなくて今の現状、ワクチンが、じゃ何日にどれほど入ってきて、それがどのように町民の皆様に接種できるかというスケジュールを、まだお示しできない部分があります。その状況が常に動いておりますし、こちらのほうでもなかなか変化が多いような今の現状でありますので、それをやはり住民の皆さんに情報発信、早く——それがまた変更になる場合もあるので非常に難しいところがあるんですけども、遅れているならば遅れているということを情報発信していくということも大事なのかなというふうに考えておるところでございます。

そして、メリット、デメリットというところで、副反応のことが、これは皆さん体調はそれぞれであられると思います。既往症、病気があらわれる方もあれば、またアレルギーをお持ちの方、そしてまたワクチン、薬を接種したくないという、そういう方もいらっしゃるかと思います。

ですが、このコロナウイルスに対応していくためには、やはりこのワクチンというのは我々の希望でありまして、そしてそれをしっかりと活用していくことで、経済、そしてまた町民の皆さんの活動が再開、さらに活発になるということでもありますので、大きな希望でありますので、これを一日でも早く、1人でも多くの皆さんに接種をしていくということが今の目標でありまして、それにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

あと、もう一点、先ほどの駐車場の件なんですけれども、あちらに関しては、やはり町民、我々みんながあのよう痛ましい事故が起こったことは胸を痛めるところであります。その状況

を、事故の状況というものをしっかりと調査をして、そして現場をどのような状況、どのような使用状況であったかということも踏まえて、それを検証した上で、しっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時48分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町会議員になりまして5か月弱経っております。日々、地域の皆さんの声を聞きながらノートにまとめております。昨日で4ページ目に入りました。そういったこと、流れの中で、今日は第2回目の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項4点ございます。

1番目の質問事項ということで、コロナ禍における経済対策についてということでございます。

今年の1月28日、国の第3次補正予算が成立、2月15日には、日経平均株価が30年半ぶりに3万円の大台を回復いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大で、雇用や所得環境は厳しく、株価上昇による恩恵は業種によりばらつきがあります。

また、コロナ禍により、国民は新しい生活様式を取り入れつつ、ストレスを感じながら生活しています。

現在、周防大島町において、感染者1名を除いて発生していませんが、農業、水産業のなど、いろいろな業種が大変な状況の中、特に飲食、観光関連産業が大変厳しい状況にあり、実態経済は低迷をしております。

宿泊産業関連については、昨年7月下旬からの国のGoToトラベルキャンペーンも終わり、いまだに先が見えません。各方面からいろいろな支援助成が行われていますが、町民、事業者が満足のできるものではございません。今後は、ワクチン接種の開始により、少しずつ経済活動が正常化に近づくと予想されますが、アフターコロナの対策について、執行部と議会が一丸となり、経済回復に向けた、スピード感を持った対応が急務と考えています。ついては、これまでの町の政策の検証と今後の対策についてお伺いをいたします。

4点ございます。

1 番、町の経済支援策である、シルバー応援クーポン券の利用状況について伺います。

2 番、今回のコロナ禍で最も深刻な影響を受けているのが飲食業であり、とりわけ宴会中心の事業者です。年末年始から年度末の最重要時期に向けて、大変厳しい状況であったと聞いています。今後、危惧すべきことは、飲食業は第4波などの感染者増や新しい生活様式により、団体主体から個人主体への構造転換を求められる懸念があります。団体も戻らず、事実上の値上げで個人客も離れていくのでは、最悪の結末になります。

周防大島町新生活様式導入補助金の利用状況について伺います。

3 番目といたしまして、宿泊業や飲食業などは、雇用の受け皿として、特に女性や若年層、高齢者などの就業が多い、特に飲食業に関しては、他産業に比較して起業率も極めて高く、新陳代謝も盛んであることから、地域経済を考える上で、戦略上重要な産業でございます。

そのため、今回のコロナ禍の中、人が集まる業態は様々な対策を打っていく必要があります。この流れは、ワクチン供給が始まって簡単にも変わるものとは思えず、業態転換などの積極的な支援が必要と考えています。

アフターコロナ対策として、国も来年度から事業継承や業態転換、異業種進出などのメニューを拡充してくることが予想されますが、町として今後の展開についてお伺いをいたします。

4 番目、経済収支の課題を残す中、昨年度まで財政指標の健全化比率もまぎまぎの状況でございます。また、今年度からはコロナによる税収減により、事業の見直しや地方債の発行を増やすなどの厳しい財政運営になることが明らかでございます。

私は、歴史的に例えれば、100年前の世界恐慌に近い状態と考えています。ケインズ理論の公共工事への莫大な投資の話は、皆さん、御存じだと思いますが、アメリカのルーズベルト大統領が行ったニューディール政策のような対応が急務ではないでしょうか。

アフターコロナの早期経済回復、特に、経営体力の弱い飲食業の支援に向け、町内でお金を使っていたら大型のプレミアム商品券等の発行が必要と考えます。健全財政については十分理解していますが、国や県からの支援も厳しくなる中、地方分権、地域主権の考えの下、今、思い切った財政出動が必要と考えております。町長の考えをお伺いいたします。

質問事項2です。病院事業再編計画の進捗状況についてでございます。

昨年12月の定例会の一般質問で、公共性と企業性を求められる公立病院と地域医療のあり方について確認をさせていただきました。全国的な人口減少や厳しい財政状況により、再編の流れについては十分理解しています。何度も申し上げてきましたが、まずは、東西に長い周防大島町において、交通事情や高齢者を考慮して、地域格差のない医療を基本に進めるべきと考えております。

また、現場では仕事する職員が元気に仕事をするのが、生きがいややりがいにつながり、退

職者を増やさないことが大変重要なマネジメントと考えております。

また、特に医療現場は医療ミスを起こさせないためにも、ゆとりが必要と考えています。については、再編計画の検証とマネジメントについてお伺いします。

小項目が6点ございますが、ちょっと多いので申し訳ないんですが、ちょっと読みます。

1番としまして、橘医院の休床化の説明の際、石原先生が大島に病院を残すと発言されています。その形が再編計画の内容ということで理解してよろしいでしょうか。

2番、橘医院の無床化から有床化再開に向けた具体的な工程と休床化後の影響について説明をお伺いします。

3番、職員マネジメントは十分にできていますか。

4番、町民の苦情・要望について、関係者で協議していますか。

5番、ワクチン接種に関連した要員対策、業務繁忙対策は十分ですか。

6番、病院事業局は、ガバナンスが十分できていますか。今のままで患者に公立病院を選んでもらえる仕事ができるのか、町民目線、患者目線で考えることができるのでしょうか。患者の増減に対する意識を持っていますか。橘医院休床化の説明を聞くと、機能不全、コントロール不能に陥っているように思います。

基本的に、病院事業は採算ありきで、町民への負担が増えるばかりでは、町民の理解は得られません。

3番目の質問事項でございます。

徳育・知育・体育・食育のバランス教育をとということでございます。

私は、人間の行動の原点は教育と考えています。2019年の国際学力調査において、アジア諸国の学力が上昇する中、日本の子供の読解力が急落していることが判明をいたしました。

また、幅広い教養を身につけるための、新たな学びを実現する教育、ICT事業が進む中で、大学入学共通テストも終わりました。今回は、思考力と問題解決力を求める内容でありました。

また、文部科学省は、2024年度を目標に、デジタル教科書の導入を考えています。デジタル教科書や紙併用の教科書の使用など、時代に合わせた教育のあり方が変遷する中で、私は、知育については、紙の教科書が基本と考えています。

また、健全な思考と健全な肉体を育むための徳育については、日本の教育で一番遅れていると感じています。

そして、教育における人づくりは、徳育・知育・体育・食育のバランス推進が最も大切と考え、次の3点についてお伺いいたします。

1番、GIGAスクールの進捗状況についてお伺いいたします。

2番、図書館の利用状況についてお伺いいたします。

3番、徳育教育の推進状況についてお伺いいたします。

4番目の質問事項でございます。

会計年度任用職員の登録についてお伺いいたします。

令和2年度から始まった、この制度の登録状況、採用状況、課題についてお伺いします。1番から4番の小項目を読みます。

1番、令和2年度の所管部署ごとの採用人数と経験者か未経験者の割合。

2番、令和3年度の申込み人数と採用予定人数。

3番、令和3年度の経験者、未経験者の採用割合。

4番、制度の課題についてということでお伺いいたします。

以上、質問事項4点、よろしくお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員さんのアフターコロナにおける思い切った財政出動についての御質問に対してお答えをいたします。

1点目のシルバー応援クーポン券の利用状況につきましては、本年度9月補正にて予算計上し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている高齢者の健康の保持及び経済的支援等を図るとともに、売上減少に直面する町内事業者に対する経済的支援につなげることを目的に、シルバー応援クーポン券の発行を行いました。

対象者につきましては、令和2年9月2日現在、住民基本台帳に登録されており、かつ令和2年度末時点で70歳以上の高齢者7,121人に1人5,000円のクーポン券を配布いたしました。

利用金額は3,330万1,000円、利用率93.5%、経済効果6,660万2,000円となっており、内容は主に生活費に使用されておりました。

2点目の周防大島町新生活様式導入補助金の利用状況につきましては、申請件数158件、予算執行率99.8%、町内での消費額8,218万6,080円となっています。

3点目、4点目につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、事業継続等、国が示す施策については、十分に精査してまいりたいと考えております。

また、本町において必要と認められる施策については、その都度、各種関係機関と協力または連携し、検討してまいりたいと考えております。

厳しい財政状況ではありますが、町民の生活を守り、また新型コロナウイルス感染症により、大きく影響を受けた町内経済の活性化を図るため、町内での消費喚起を目的とした商品券等の発行については、経済対策の1つとして有効な手段と考えられることから、前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、町独自の緊急支援といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に、一日でも早く対応するため、令和2年5月6日開催の第1回周防大島町議会臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の最前線の現場に従事される方に対し、応援給付金を支給する、医療・介護・保育等従事者応援給付金事業をはじめ、周防大島町子育て応援給付金、魚価急減対策支援金事業、商工業経営支援給付金事業及び感染症対策による町立病院の医療提供体制の拡充を含めた町単独事業として、総額1億2,266万9,000円の予算措置を講じたものであり、まさに、先行した財政出動を行ったものでございます。

また、令和3年度におきましては、国の第3次補正予算の臨時交付金を財源に、総合経済対策に基づき、感染拡大防止のほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に関して、地域の実情に応じた経済対策に資するよう、効果的・効率的、かつきめ細やかに実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと存じます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員さんの病院事業再編計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず、再編計画の内容についての御質問ですが、令和元年12月に策定いたしました病院事業再編計画の概要につきましては、令和5年度までを第1期再編計画、令和6年度以降を第2期再編計画としております。

第1期再編計画においては、橘病院の有床診療所への転換、東和病院の病床数削減、やすらぎ苑の介護医療院への転換、居宅介護支援事業所やすらぎの集約、がん検診事業の廃止、総務部業務課の廃止の6項目を実施する計画となっております。

私は、周防大島町において、医療施設を残さねばならないと考えており、最大限努力してまいります。

次に、橘医院の無床化から有床化再開に向けた具体的な工程についての御質問ですが、橘医院につきましては、再編計画に基づき、令和2年4月より36床の病院から19床の有床診療所へ転換いたしました。再編計画での予定ではなく、夜勤可能な看護師を充足することができなくなったことにより、今年の2月より入院受入れを休止せざるを得なくなりました。地域住民の皆様には、大変御不便をおかけすることになり、申し訳なく思っております。

看護職員につきましては、令和3年4月に新卒8名が採用予定となっております。今後、配属された施設において数か月教育することにより、夜勤人員が確保できれば、橘医院において、入院受入れを再開したいと考えております。

次に、職員マネジメントは十分できているかとの御質問ですが、各施設には病院長等がおり、各所属職員のマネジメントを実施しております。施設間においては、病院事業管理者である私が

実施しています。

病院長等会議において決めた病院事業局の方針について、職員全員に伝わり理解してもらう、職員一丸となって進んでいくことが大事であると思います。

現状、会議録等をイントラネットへ掲載し、職員へ周知しており、引き続き、職員1人1人に十分に伝わるよう努めてまいります。

職員は経営資源であり、組織づくりのための人材育成や労務管理を適切に行い、職員の声を大事にしながらマネジメントを行っていきたいと思います。

次に、町民の苦情・要望について関係者で協議しているかとの御質問ですが、病院等においては御意見箱を設置しており、御意見等につきましては、施設内で協議し、掲示するなどし、回答いたしております。

また、ホームページのお問合せにより、御意見等を頂くこともあり、内容により該当施設へ連絡し、できるだけ応えるように努力しております。

次に、ワクチン接種に関連した要員対策、業務繁忙時対策は十分かとの御質問ですが、本町において、新型コロナウイルスワクチンは個別接種で行おうとしており、町立の施設においては、現状の予定ではございますが、東和病院は平日の9時から11時、14時から16時の間で実施し、最大1日150名の接種を想定し、橘医院は平日の13時30分から15時の間で実施し、5名の接種を想定し、大島病院では、平日の14時から16時の間で実施し、30名の接種を想定しております。

現在、ワクチンの配分量や日時が不明であり、現状、医療従事者の一部、東和病院関係120人しか接種できておりません。

また、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）への入力が必要ですが、本格稼働に至っておらず、業務量が不明なところもあります。しかしながら、円滑に実施できるよう、必要な人員については確保してまいりたいと思います。

最後に、企業局のガバナンスは十分か、機能しているのかとの御質問ですが、先ほども申し上げましたが、毎月実施しています病院長会議をはじめ、各部門会議等で協議した内容につきましては、会議録等をイントラネットへ掲載し、職員へ周知しており、引き続き職員1人1人に十分に伝わるよう努めてまいります。

各施設に赴くなど、職員の声を聞く協議の場をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 竹田議員さんの徳育・知育・体育・食育のバランス教育をについての御質問にお答えいたします。

学校教育の重要な柱は、知・徳・体です。もちろん、時代によって求められる知は変わってきます。また、食育も、生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものであり、竹田議員の御指摘のとおり、徳育・知育・体育・食育のバランスの取れた教育が大切であると私も考えております。

では、まずはじめに、G I G Aスクールの進捗状況等についてです。

本町におけるタブレット端末の整備は、平成27年度、平成28年度に再編交付金を活用して、全小中学校に学級最大児童生徒数分のi P a d 2 5 6台が整備されております。

また、国が進めるG I G Aスクール構想の実現に向けた事業により、情報機器整備に関連して、令和元年度3月補正の繰越事業により、本年度、国が示した小学校5・6年生と中学校1年生のi P a d 1 0 6台の整備が完了しております。

さらに、令和2年6月議会定例会において、御議決いただいた補正予算により、令和3年度から令和5年度までにかけて、段階的に整備予定であった小学校1年生から4年生、中学校2年生、3年生のi P a d 2 6 8台の整備が完了しております。

これらのi P a dを合わせますと合計630台となり、本年度5月1日現在の児童生徒数が618人であることから、児童生徒1人1台となるi P a dの整備が完了しております。

令和2年9月以降順次行ったi P a dのセットアップ作業や、各学校への配置は、本年度採用の10名のICT支援員が行いました。また、ICT支援員は学校からの要請により、i P a dの使い方や活用の仕方についての研修会の講師を務めたり、授業中の児童や教師のi P a d活用支援を行うなど、G I G Aスクール構想推進に向けて活躍しております。

本町のこれまでのG I G Aスクール構想に係る主な取組例としては、小学校において5年生の児童が1人1台のi P a dを活用し、平和学習のまとめのプレゼンテーションをつくり、授業参観日で発表した学校があります。中学校では、周防大島高校とオンラインで授業を行った学校もあります。

デジタル教科書の活用につきましては、現在、教師用を使用している学校はありますが、児童用の使用につきましては、始めた学校はありません。

いずれにしても、本年度未完了する校内通信設備整備工事とあわせて、i P a dを活用した事業の充実によるG I G Aスクール構想の推進につきましては、引き続き国や県からの情報を活用したり、近隣の市町と情報交換などを行いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、図書館の利用状況等についてです。

町内4つの図書館の貸出条件は、いずれも原則として、貸出冊数は1人10冊まで、貸出期間は2週間となっております。

本年度の利用の状況につきましては、4図書館合計で令和3年2月末現在、入館者数につつま

しては2万2,012人、貸出冊数は6万452冊となっており、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度の2月末現在の状況と比較いたしますと、入館者につきましては1万1,982人、貸出冊数で1万1,667冊の減少となっております。

このほか、町内の保育園や学校等に図書館文庫として図書館図書の貸出しを行い、来館しなくても図書館図書の利用ができるように、各施設で文庫を設置しており、この関係の利用が令和3年2月末現在4,735冊の貸出しとなっております。

なお、利用の方法につきましては、各図書館に来館されての利用の外に、図書館のホームページ上に蔵書情報等を掲載し、求める図書の状況を各個人で確認、予約ができるようにしており、令和3年2月末現在で7,225冊の図書が予約されております。

次に、徳育教育の推進状況等についてです。

徳育教育は、人としての生き方、あり方に関する教育です。この徳育教育につきましては、道徳教育を中心に、各学校で取り組んでおります。

道徳教育は、学習指導要領に示されているとおり、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階などを考慮して、適切な指導を行うもので、各学校では道徳教育全体計画を作成し、道徳教育の充実に向けて取り組んでいるところでございます。

また、キャリア教育や人権教育などにおいても、徳育教育の推進に取り組んでいるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 続きまして、竹田議員さんの会計年度任用職員の登録についての御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員について、5点ほど御質問を頂いております。

1点目の、令和2年度の所管部署ごとの採用人数と経験者か未経験者の割合については、はじめに、議会事務局での採用人数は2名で、経験者割合は100%となっております。総務部での採用人数は34名で、経験者割合は64.7%、未経験者割合は35.3%となっております。

次に、健康福祉部での採用人数は33名で、経験者割合は78.8%、未経験者割合は21.2%となっております。

産業建設部での採用人数は26名で、経験者割合は88.5%、未経験者割合は11.5%となっております。

次に、環境生活部での採用人数は1名で、経験者割合は100%となっております。

総合支所での採用人数は18名で、経験者割合は83.3%、未経験者割合は16.7%となっ

ております。

次に、教育委員会での採用人数は110名で、経験者割合は63.6%、未経験者割合は36.4%となっております。

最後に、選挙管理委員会での採用人数は13名で、経験者割合は84.6%、未経験者割合は15.4%となっております。

2点目の令和3年度、1月15日から2月15日間での申込み人数と採用予定人数についてでございますが、申込者数は第1希望から第3希望の合計で239名の申込を頂いており、それに対し、採用予定人数は175名となっております。

3点目の令和3年度の経験者、未経験者の採用割合につきましては、現在、各部署の集計ができておりませんので、現時点ではお答えすることができませんので、御了承いただきたいと思います。

4点目の現在抱えている課題につきましては、現在のところ、大きな問題・課題等は把握しておりませんが、今後、問題・課題等が発生した場合は適切に対応したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） たくさんの質問に、本当、丁寧な御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、コロナの関係でございます。先ほど町長のほうから説明いただいた中で、施政方針でもあった、私もお聞きしたのは十分承知しておるんですが、国の補正予算を待つということ、それはもう私もすっかり頭に入っておるんですが、ただ全国的に、こう失業者等が増える中で、周防大島町内でどれだけの失業者がおるか、ちょっと私も把握しておりませんが、全国で、今、コロナだけで8万人おるということを聞いております。特にその中で飲食業、製造業、そして宿泊業で大半を占めるみたいなんですよ。ということなので、周防大島町におかれましても、実際、そういう職業もありますし、実際の声を聞くと、やはり大変なんだということでございますので、先ほども申し上げましたけど、健全財政のことは私もよく分かります。しっかり私も勉強させてもらって、よく分かります。今までの中で、前町長が町債を100億円返されたんですかね。それで、財政調整基金を54億円ということで、貯金のほうも蓄えてきたということで、一生懸命、そういったことについては、やられてきているのは十分、私も理解しておりますが、今はやはり、町民がやっぱり元気になる。町民の生活を一番に考えるということからすれば、私はやっぱり思い切った財政出動が要るんだろうと思います。事情はよく分かりますけど。

そしてその中で、予算の編成方針というんですか、令和2年度から6年までの中で、予算総額120億円ですか。そういったものから、合併時の30%を削減すると、それも十分分かっております。

そういった中で、いろんなことを、先ほども説明の中で、クーポン券なんかもこれからやられるということでございますし、また、今までやられたことについては、利用状況も上がっておるということで、私もそれで安心したんですけど、やはり大事なのは、この周防大島町の中でも困っておられる方がおるといことで、ぜひとも実際に、国の補正予算を待ってということになると、やはり実際に町民に届くのは2か月先、3か月先ということになりますので、やはり今から、そういったことをお願いしまして、この関係については、ちょっと私の質問は終えたいと思いますが、ぜひともよろしく願いいたします。

それから、病院については、先ほど私が早めに申し上げていればよかったんですが、田中議員とちょっと重複しておる部分がありましたので、ちょっと石原先生には同じ答弁をしていただきまして、本当、申し訳ございません。

それで、ちょっと私のほうが、病院の関係でお願いしたいのが、何度も同じ話を聞いておりますし、私、民生常任委員会のほうに入ってますから、あんまりこういうところで聞かんほうがええのかも分かりませんが、私が知らない部分について、知らない部分というか、今まで感じておる部分について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

いろいろと職員のマネジメントができておるといことで、いろいろ伝えておると、管理者のほう伝えてから下のほうにきちっと浸透させておる、これからもやっていくといことで、さっき説明されたと思うんですが、現実の話として、私も、周りにちょっと病院関係の方がたくさんおるんですけど、どうも実態が私は違うように感じております。目指す形はそれでもいいんだらうと思いますが、実際、実態として、本当に職員が元気に仕事をしておるのか、やる気のある明るい職場であるのかとか、管理者が職員を大切にすって先ほど言いましたが、本当に大切にしておるのか、どうも私が、答弁された内容と現実のそのギャップといひますか、違いをどうも、私は感じております。そういったところがすごく気になるんですが、そこら辺りはどんなんですかね。

前回は、公共性と、公立病院と地域医療の関係聞いたときに、きちっとした回答だったんですが、今、私がちょっとお尋ねしたいのは、企業性を発揮するということですから、それはそれで当然やっていかないとけないんですが、昔から、医は仁術という言葉がございますよね。医は仁術なのか、それとも医はそろばんなのか、両方なのか、当然、両方と言ってほしいんですけど、そこら辺りのところもちょっと詳しく、どのように現実を見ながらやっておられるのか。また、さっきガバナンスの話もしましたが、そこらが本当に効いているのかといところをちょっとお尋ねしたいと思います。

例えば、職員の悩みとか、先ほどの田中議員のも、処遇手当の問題も出ましたけど、そういった問題、いっぱい私たちの耳に入ってくるんですよ。ということは、やはりどうも――、まあ、

大きな組織ですから、それはいろいろ御苦勞されておるのは私も分かります。私もいろんな職員をたくさんこう見てきた中で、100点満点というのはなかなかできないのも分かっておりますけど、どうも、このビジョンにあるところと現場との乖離といいますか、そういったところのギャップがズレというんですかね、病院事業局が見ておる姿と現場とのズレをすごく感じております。そういったことでちょっと御答弁いただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員さんの御質問でございますけれども、まず、職員のマネジメントは本当にできてるのかということだとは思いますが、病院事業局においては、各施設に多く時間を割いて伺うことはできないので、正確には分かりませんが、病院長と管理職等もいらっしゃいますので、できているとは思いますが、そういった、竹田議員さんのお話を聞いて、十分と言えない部分もあるのかとは思いますが、したがって、今後は私らもなるべく出向いて、職員の声をいろいろと聞いて、本当に働きやすい環境づくりに努めていきたいというふうに思います。

それから、ガバナンスについては、やっぱり病院事業管理者を中心に、総務部のいろんな再編計画と各施設の思いとかということで、いろいろズレがありますけれど、そこらのちょっと説明の不足等によって、うまく、共通認識がうまくいってなかった部分もあるのかもしれませんが、それも今後は、職員一丸となった共通認識となって、理解だけでなく、共通認識を得られるように進めていきたいというふうには思いますけれども、また職員の声を相談窓口等を設けて、なるべく職員からもいろんな意見を取り入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 大元部長、ありがとうございます。今言われたとおり、本当、私もそうしてほしいと思いますし、しっかりやはり現場のほうへ出向いてください。職員の声を聞いてあげてください。まだ何とかなると私も思います。再編計画を成功させていくためには、やはり、人が仕事しておるわけですので、しっかり、そこらのところはぜひお願いしたいと思います。

そういった中で、もう一つ、橘医院の関係の中で、夜勤の関係ですけど、ちょっと私もあるところからちょっと、資料をこうまとめて、あるところというより、石原先生のほうにちょっと教えてもらった中で、病院事業局全体で夜勤ができる看護師が92名おられるわけですね。

それで今回、橘医院が19床だけど、2名で夜勤ができないから、そしてプラスもう7名おられたらいいということだったんですかね。ということから考えると、今の、現在の入院者数

225名、病床数が347床で、1人の看護師で何名ほど看るといのがこうあるんですかね。大体1人で13名、14名ぐらい看るんですかね。そういうことから計算すると、どうも私はこの前の行政・病院事業改革特別委員会でもありましたけど、病院事業局全体で、もう橘、東和、大島関係なしにひとつのまとまった団体として考えるとと言われたと思うんですが、そうであれば、2名の夜勤を92名おって回せないというのは、ちょっと私もよく分かんのですが、それこそマネジメントで、病院の中身のほうの、医療の問題はちょっと私も分かりませんが、人の配置とかというのは、そんなに難しくないとは——、ごめんなさい、ちょっと医療関係は詳しくありませんが、ちょっと自分の今までやってきた仕事で比べたときに、そんなに難しいのかなと思っておるんですが、そこら辺りどんなでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員さんの御質問でございますけれども、病院においては、夜勤をする人数というのは、病院のほうですけれども、1人でも入院すると2名以上置かなければいけないということになっておりますので、あとは看護師の夜勤をする1人あたりの回数等も病院においては1人平均72時間以内ということが決まっております、それを計算しますと、大体1病棟で16人以上は必要になってきますので、2病棟あるとやっぱり32人、東和・大島で32人の倍の64人要ることになります。

あと、やっぱり病棟だけではなくて、外来のほうの宿日直の看護師も必要でございますので、約10名いないとなかなか当直、職員が回せないということがありますので、そういう状況に基づいて計算して不足しているということでございます。ちょっと数字的に詳しく……、そういうことでございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。そういったのがあるんでしょうね。私もちょっと、今聞いてはじめて分かったんですが。

そういった中で、やはり今、それはもうぎちぎちということですか。もう全然、もうゆとりがないっちゃんような解釈をすればいいんですかね。そうすると、例えば私、ちょっと先のことも考えとるんですが、橘医院の次は今度は東和病院とか、そういうようになる可能性もあるんですかね。

先ほど言いましたように、医療の世界というのは、ある程度ゆとりも要ると思います。普通の会社と違って、流れ作業で注射打ちやあええっちゃんもんじゃないでしょうし——、介護、そういった、看護するっちゃんことは流れ作業ではいけないと思うんですけど、そういうことも含めて、それはもうぎちぎちの数字ということですね。どうにもならない数字という、今の数字という理解をすればいいんですか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） もう現状、おっしゃるとおり、東和病院もぎちぎちで、1月の、今言うた夜勤の時間を計算すると82時間になってしまって、一応、計画では3月から13対1の病床にできる予定だったんですが、その人数も足りないということで、3月は無理でした。

ただ、2月は28日というのと、もう一つはコロナの関係で、入院しているとどうしても9人、そこは要りますので、その人たちを計算して72時間をしますと、どうしてもきりきりで無理だったんですが、25日に0に、入院患者が0になりまして、26日、27日、28日で、どうにか計算が足りまして、今日、ようやく4月から13対1にしてもいいですよという、中国四国厚生局から許可が来た状況で、本当に看護師さんぎりぎりいっぱいです。

4月に新しく、何回も言っていますように、新卒が入りますが、その人たちが夜勤ができるようになるまで、ちょっと時間がかかるのと、それまでにまた何人か辞められると、ちょっとという感じです。本当にぎりぎりいっぱい、そういう意味では、職員に非常に負担をかけているという面もあります。

コロナのベッドについては、いろいろありまして、やはり大島で1つどうしても必要と考えて、結論、結果を出した状況で、それもあって、逆にワクチンも優先的に、先ほど言いましたように、東和病院の職員は120人が先週終わりました。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 先ほど石原管理者から説明がありましたけれども、補足させていただきます。

大元部長もあつたんですけれども、夜勤の1か月あたり上限が72時間、そういうことを考慮しますと、1病棟あたり最低16人の看護師が要ることになりますので、大島病院、東和病院につきましては、2病棟ございますので、単純に数字だけ言いますと32人は、最低ラインといえますか、そういったものが必要となるということ。

今回、ちょっと資料、多分こちらも、御紹介頂いた資料ではあるとは思いますが、多少余剰はある状況でありますけれども、それにつきましては一部、3月末に退職予定の者も現状、夜勤入っておりますので、その部分を除きますと、ぎりぎりという言い方は申し訳ないですが、ぎりぎりじゃなくて、多少余剰といえますか、そういったものも確保はしているところで。

なお、大島病院につきましては、もう少し多いような状況なんですけれども、どうしても小さいお子様を抱えていらっしゃるということで、夜勤の72時間という決まり、縛りはあるんですけれども、夜勤回数をちょっと制限したりということで、夜勤には入られているんですけれ

ども、実態の数としては必要だと、そういう状況もありますので、御理解賜りますようよろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 詳しい説明ありがとうございます。よく、その辺りは理解できま
した。

時間がありませんので、最後、ちょっと石原先生のほうにお伺いいたします。

先ほど大島に1つ残されるということは、大島病院を残すということでもいいんですかね。そこ
だけです。ちょっと、病院関係ちょっとお聞き……。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） ちょっと誤解があるようで、私は1つとか、そんなこと、考
えてません。最低でも、今の2つは残すというつもりでやってきてますので、それは、一番最初
にコンサルが出した案でそういう案ということはありませんが、一切そこは考えておりませんの
で、ちょっと誤解のないように、ちょっと言葉が足らんでどうもすみません、そこは考えており
ませんので。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） はい、分かりました。すみません。ちょっとほかのことで引き延
ばしてしまいましたので、ちょっと。

次に、ちょっと教育の関係で、石原先生すみません。

私も議員になっていろいろ本とか、関係の書類見る中で、周防大島町教育の基本方針ですかね、
私も全部読ませてもらいました。議員になって初めてきちっとしたのを見たなど、私、思いまし
た。言ってることとやってることというんですか。そのとおりになっているなど思ったのがこの
周防大島町の教育方針でございました。

私も、学校運営協議会の委員として、年に何回か行きますけど、学校の先生も一生懸命頑張っ
ておられますし、校長先生筆頭にして頑張っておられますし、今回のGIGAスクールの関係で
もいろいろ苦勞されておる点も聞いております。

そういったことで、ぜひとも、私は基本的には反対じゃないんですけど、ただ、健康被害とか、
いろんなことをいう中で、今日の新聞でもありましたし、おとといの、3月の19日だったかな、
新聞に。今の紙ベースがいいのか、デジタルベースがいいのかという話の中で、東京大学の言語
脳科学の研究チームが、やはり最終的には、紙ベースの教科書が一番記憶に残るし、脳の活性化
が一番期待できるんだということが書いてありました。

そういったことで、ぜひとも、教育のほうの関係は、私、あんまりいろいろ聞くあれはないん

ですけど、もうしっかりやっていたら思っているなと思う中で、1つだけお聞きしたいのが、また今度、時間があつたら聞きますけど、読書量ですよ。子供の読書量って多いんですか。周防大島町全体といった時に、図書館の貸出数は結構ありまして、これはもうコロナによって大分下がっている。これもしょうがないと私も考えておるんですが、子供の読書量、読書というのは特に大事だと私は考えておるんですが、ほかの自治体に比べて、読書量って多いんですかね。そこら辺りちょっと、分かれば教えていただけませんか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 大変申し訳ないんですが、他の市町と読書量、すみません、比べたデータ持ってませんので、ちょっとお答えしかねます。

ただ、うちとしては読書には力を入れておりまして、読書の支援員の方を配置したり、読み聞かせとか、例えば、橘図書館とかでされていると思いますが、そういうのは力を入れております。

ただ、例えば、柳井市が1人あたり年間何冊で、大島何冊というのはすみません、データ持ってませんので、お答えできないところはお許してください。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

それと、ちょっとさっき言い忘れたんですが、タブレットは賛成だって言ったんですが、タブレットを使う上での休憩時間の管理とか、子供ですから、どんどんやれば楽しんでやると思うんですが、そこら辺りの管理、学習度合いの管理は当然、先生がやられているんだと思いますが、日頃の休憩時間とか、そういったところは、そういった体制は十分にできておるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） お答えします。

全ての授業をタブレットを使っているわけではございません。

それから今、タブレットに親しんでほしいという意味で、2つの学校で、例えば、朝の会を一緒にやってみようとかいうのやりますけど、休み時間は、例えば昼休みとか、業間時間はしっかり外でも遊んでますから、そのバランスというのは気をつけております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） すみません。ありがとうございます。

教育のほうは最後にいたします。

さっき、徳育の話もさせていただきましたけど、やはりいろいろ、子供たちがこれから社会人になっていく上で、人間性豊かな人間になっていくためにも、やはり徳育教育というのは一番大事だと思います。

そういった中で、しっかりバランス教育を図ってもらって、地域で周防大島町教育の基本方針

じゃありませんが、地域で育てる協育ネット、この教育の教も協力の協なんですよ。そのような形で、ぜひとも、地域で学校で家庭でということで、子育てを進めていってほしいなと思います。これはもう提案でございます。よろしくお願いいたします。

それから、最後の会計年度任用職員の関係でございます。ちょっと時間ありませんけど、先ほど部長のほうからいろいろ、経験者か未経験者かということで数字を拾っていただきました。本当にありがとうございました。ちょっと私も、だあっと列記したんですが、未経験者の割合が15～35%ぐらいで、当然、このぐらいかなと私も想定はしたんですが、初めてのことで、なかなか数字というのは捉えられないと思います。

そこで、ちょっと私が一番気になっとなったのが、4番の制度の課題ですよ。初めてできた制度で、やはりここらも今、非正規社員への求められる仕事量が増えていく中で、非正規社員がやっぱり元気に仕事していく、また、組織として業績を上げていくということの中で、大変この制度というのは目的もはっきりしておりますし、しっかりこれを取り組んでいかんといけんのんだろうと思いますけど、なかなか、まだ制度の課題って、そんなにないということですので、これからも、私も重視はしていきたいと思いますが、しっかりそこら辺り、やはり職員のやる気とか何かにも出てきますし、なるべく、私の耳に1件ほど不平不満が入ってきたんですが、なるべく不平不満が入ってこないような努力、会計年度任用職員の制度を維持していただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。2時10分まで。

午後1時58分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。議席番号1番、公明党の山中正樹でございます。一般質問の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、医療に従事されている方々、さらに介護施設で従事されている方々並びに職員の方々、何よりも町民の方々がこの新型コロナウイルス感染症拡大防止のために尽力されていることを心より感謝申し上げます。

さて、私は10年前に妻の実家であるこの周防大島に、義理の父の介護のために大阪からI

ターンで移住してまいりました。地域の方々には温かく迎えていただきました。そのことを深く感謝しております。その義理の父は半年後、他界をいたしました。私たち夫婦は悔いのない介護をさせていただき、本当によかったと思っております。

また、義理の母が5年前には散歩に出かけて帰ってこない、行方不明になりました。そのときは、警察の出動と自治会の皆様が夜を徹して捜索をしていただきました。次の日、無事に母を発見しましたが、現在も92歳になりまして、元気で暮らしております。これもよいところに移ってきたなと感謝申し上げます。

移住しまして苦労したことは、なかなか仕事が見つからないことでありました。ミカン農家だけでは生活はできず、大阪と周防大島を行き来し、仕事を続けてまいりました。去年は思いも寄らないお話を頂き、周防大島町議会議員選挙に立候補し、10月25日の投開票で、有権者の温かい御支援で当選させていただくことができました。周防大島町民の方々のために、周防大島町の発展のために、住んでよかった周防大島、幸せを感じる周防大島を目指して使命を果たすべく、相談、要望をしっかりと聞きし、現在働かせていただいております。

公明党には大きな財産がございます。その1つは、大衆と共にという立党精神でございます。これが隅々まで行き渡り、1人の声を大切にしながら政策をつくり、実行しております。環境、現場第一主義、調査なくして発言なしといった行動をしてまいりたいと思っております。

また、全国津々浦々、国会から市町村まで、縦と横に広がった3,000名の議員のネットワークを活用し、周防大島発展のために動いてまいります。

今回、初めての一般質問は2つございます。

まず1つ目は、特に高齢者をターゲットにした、うそ電話詐欺でございます。うそ電話詐欺と言っても手口が巧妙化し、年々増加しております。

一部を紹介しますと、オレオレ詐欺、これは事前に入手した名簿から、自分から子供や孫などの名前を言わずに、先に言わず手口。そして預貯金詐欺、市役所の職員や警察官、金融機関職員などになりすまして還付金の受け取りや口座の犯罪被害を名目に暗証番号を聞き出し、通帳やキャッシュカードをだまし取る手口。それと架空料金請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、交際斡旋詐欺、ギャンブル詐欺等々、そして最近では新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺が横行しております。

高齢者の被害をなくすためには、高齢者に対する対策として、その防止策は通話録音装置の無料貸出し、そして通話録音装置付きの電話購入費の補助金であります。

調べましたところ、柳井地区広域消費者センターで無料貸出しを10台ほどやっております。周防大島では数件の貸出しですが、柳井市まで取りに行くことがネックになっているのでしょうか、1か月で1台あるかないかです。これを考えますと、周防大島でぜひ10台ほどの準備をし、

無料貸出しをしていくのがよいのではないかと考えられます。警察もこれを推奨していますので、効果は出ております。

さらに、新規に電話購入費用を補助していくことであります。対象機種は着信時に通話を録音できる、自動で相手に伝える通話録音型、詐欺に使われた番号からの着信を拒否する着信拒否型の装置、そして前者のいずれかの機能が内蔵されている固定電話であります。これにより高齢者が詐欺電話から守られ、被害が軽減できると思います。

これらの通話録音型の無料貸出しと、新規電話購入費の一部補助金についての今後の対策についての見解をお伺いいたします。

2つ目の質問は、期日前投票宣誓書を投票所入場券ハガキの記載についてであります。

町議会選挙で期日前投票を見ますと、平成24年10月は3,713人、2.9%、平成28年10月は3,705人で3.6%、昨年の令和2年10月の選挙は4,018人、4%と投票率に占める割合が増えております。山口県13市6町を調査しましたところ、下松市、和木町、上関町、周防大島町の1市3町が実施していないことが分かりました。

宣誓書を投票所入場券の裏面に掲載するメリットは、1つはコロナ禍の中、3密を防ぎ、投票所入場券の裏面に自宅で宣誓書を記入できて投票時間を短縮できること、2つ目には、投票所で用意された宣誓書に手が触れることなく記入しているハガキを宣誓書で投票できること、3つ目には、従前の宣誓書を記入スペースでの待ち時間が短縮され、混雑緩和につながることであります。

最近では、山陽小野田市がハガキに宣誓書が記載されることが決定いたしました。また、大阪府の四條畷市では、期日前投票にこのハガキ裏面に記載された宣誓書を記入して初めての選挙が令和2年12月に行われ、期日前投票に来られた方の半分以上が記入したハガキを持参され、投票の時間が短縮により順番待ちがなくなり、混雑の緩和ができたこと市のホームページに載っております。

投票される方の利便性向上や期日前投票の受付時間の短縮を図るために、投票所入場券に宣誓書を印刷していくべきだと考えております。ぜひ見解をお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員さんの電話詐欺防止対策として、高齢者の迷惑電話、購入費用の補助金についての御質問にお答えをいたします。

これは、迷惑電話に対応できる電話機の購入費用ということになるかと思っておりますけども、お答えをいたします。

はじめに、本町におけるうそ電話詐欺による被害状況について御説明をいたしますと、平成

29年に4件被害が発生し、令和元年と令和2年にそれぞれ1件ずつ被害認知がされている状況でございます。このように、本町では被害認知件数自体は少ない状況でございますが、山中議員がおっしゃるとおり、全国的にはまだまだ多くの被害が確認されており、高齢化が進展している本町においては、今後、被害が多発することも考えられます。

そのことから、通話録音装置の無料貸出しや固定電話の新規購入費の半額補助等の施策を講じることが必要ではないかとの御質問でございますが、現在、柳井市において、柳井地区広域消費生活センターが設置され、本町を含めた1市4町の住民の方々から消費生活相談を受け付けており、本町の相談件数は平成29年に125件、平成30年に100件、令和元年には71件の相談があり、それぞれ専門の担当者が相談に応じております。また、柳井地区広域消費生活センターでは、通話録音装置の貸出しも行っており、本町の住民の方々への貸出しは、令和元年、令和2年にそれぞれ1件ずつの貸出しを行っている状況でございます。

次に、固定電話の新規購入費の半額補助についてでございますが、現在そのような制度の実施予定はございませんが、今後は関係機関、団体等と一層連携した施策を講じていく必要性も感じており、社会情勢を踏まえ、適切に対応したいと考えております。

まずは、被害を未然に防ぐため、消費者の意識向上、相談体制の継続、関係機関等が実施しております様々な事業の周知・啓発等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 続きまして、山中議員さんの期日前投票宣誓書を投票所入場券ハガキの記載についての御質問にお答えいたします。

現在、本町における投票所入場券は、ハガキで選挙人へ郵送し、そのハガキの表面には、やまぐち自治体クラウドにより、様式が決められており、選挙名、選挙人氏名、投票所等が印刷されております。また、裏面には各自治体が任意で印刷しており、本町では注意事項や期日前投票の日時と場所等を印刷しております。そのことから宣誓書を印刷するスペースの確保が困難であり、投票所入場券への宣誓書の印刷はできないものと考えております。

しかしながら、山中議員の御指摘のとおり、現在のコロナ禍の状況においては、徹底した感染症対策はもとより、有権者の負担軽減や投票率の向上につながるよう投票所入場券ハガキの案件も含め、更なる選挙事務の迅速かつ正確性を追求するとともに、事務処理を効率的に行えるような手法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの通話録音装置のついた電話、また通話録音装置の無料貸出しでありますけれども、先ほどお話がありましたように、柳井地区広域消費センターから、このようなチラシがあるんです

ね。ここには非常に、私が言いたかったことが書かれているんですが、もしですけれども、来月、再来月等々で余裕がございましたら、ぜひこれもチラシで、広報のほうで配っていただけたらありがたいな、このように思っております。

私も、この通話録音装置のついた電話をすぐに購入しました。それは選挙が始まるちょっと前でございました。無事に当選させていただいて、たくさんの変な電話はかかってはいけないということで、スイッチを押しまして、作動させたところですけども、ものの見事に10日間、1本も電話が入ってなくなりました。それがいいのか悪いのか、これはいかんということで、すぐにそのスイッチはまたオフにしたわけですけども、それから確かにちょこちょこことかかってきます。つまり大きな効果があるということを言いたいわけでありませう。

その、かけた人によると、やはりあのメッセージがあると、私の電話はそんなに忙しい電話ではないと、また何かのときに電話しようということで電話を切ると、このような形で、確かにこの通話録音装置に次ぐ録音というのは大きな効果があるとこのように思いますので、柳井まで借りに行くというこの大きな手間が、ほかの必要としている方たちの足を止めたりしているのではないかと、このように思ったりしますので、ぜひ、柳井地区広域消費生活センターでは10台を確保しているということでありませうけれども、少なくともそれに見合った2台、3台とかを購入していただいて、高価なものではないとこのように思います。

さらに、先ほどの装置付きの電話の補助についてでありますけれども、こちらについても家電量販店では1万4,000円ぐらいからかなとこういうふうに思います。上はさらにいろんな機能がついて、確かに高くはなってくるんだらうと思いますけれども、その点も併せて、これからよく考えていただきたいなとこのように思いますが、この、特に通話録音装置の準備について、もう一度御見解をお願いしたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村 浩君） 機械の貸出しで、町のほうで何台か購入してはどうかという意見だと思ひます。

先ほどの答弁の中にもありましたように、令和元年と令和2年でそれぞれ1件ずつの貸出しということで、この少数の利用の理由を確認した上で、購入について今後検討していきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

先ほども申しましたように、大島から柳井に借りに行くというこの大きな大きな手間があるわけで、それによって件数が私は減っているというか、1件しかないというふうに考えております。

さらに、昨日、一昨日ですか、ネットニュースを見ておりますと、やはり考えられないような

詐欺が起きております。

出勤する子供、息子を玄関先で見送った母が、その方がその息子さんの件で被害に遭ったと、どういう被害かといいますと、仮想通貨を息子が儲けたと、それによって600万円儲けたのに納税をしていないので、300万円を払いなさいと、結局、ここには弁護士が出てきたり、受け子が来たりするわけですけれども、その方もやっぱり81歳という年齢もあるのでしょうか、信じられないぐらいにこれをまともに受けて、約450万円を外で渡したと、今はATMの振込みとか、銀行での振込みはもう古く、そして現金を手渡しすると、こういう時代になっておりますので、こういったことも含めて、大きな大きな金額が、80歳高齢者の方に負担が行くようなことがないように、先手先手で打っていきたいとこのように思います。

その次に、ハガキの件であります。確かに周防大島は期日前投票所が多いということは十分周知しております。しかしながら、この周知に対しても広報があり、それから防災無線があるわけですから、その辺をしっかりと放送していきなり、いけばいいのじゃないかなとこのように思います。

先ほど総務部長もおっしゃってましたけども、新型コロナウイルス感染防止のためにも大きな形で必要じゃないかと思えます。

先ほどの答弁の中でも、触れるということについて、大手のコンビニについては、もうキャッシュレス、それからレシートも触れない、自分で取る。一切もう相手と触れることなく、自分が買いたい商品を買っていくという、そういう時代になっておりますので、投票所に行ったときに触れる紙、それから書くペン、ここにもしっかりと消毒をしていかなきゃいけないと、このように思っております。

高齢者の方が絶対にかからない、今の実質0の、感染症の方がいない状態を保っていくのが非常に大事じゃないかと思えます。今後、この宣誓書をハガキの裏面に記載していただくことを、これからもいろいろと質問してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、6番、岡崎裕一議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 議員番号6番、岡崎裕一です。本日は一般質問のお時間を頂きまして、ありがとうございます。初めての質問で緊張していますがよろしく願いいたします。通告書に従いまして、2点ほど御質問させていただきます。

まず1点目、ミカン倉庫が不足している件についてです。

ベテラン農業者の方のミカン倉庫は現在老朽化が進み、建て直しや修理をする必要があるとこ

るも少なくありません。しかし、そのためには莫大な資金がかかり、なかなか難しいのが現状です。これに関しては、ぜひ補助金などを御検討いただけたらと思います。

一方、新規農業者の方は空家バンクなどから住居や畑など、ある程度町のサポートが受けられます。しかし、ミカン倉庫を設置するまでのサポートは難しいのが現状です。

御存じかとは思いますが、少し倉庫の必要性を御説明させていただきます。

例えば、大津四号や青島などの中生や晩生ミカンは倉庫が必要不可欠です。倉庫内の棚にミカンを広げ、貯蔵することで酸味を落として糖度を上げる、追熟工程を行います。また、大島特産のゆめほっぺでお馴染みの、せとみなどの雑柑類も、収穫した後、倉庫内で追熟させる必要があります。そして、選果場に出荷する前のミカンの選別も倉庫内で行います。つまり、本格的にミカン栽培をするには、必ず倉庫が必要なのです。

ところが、たとえ倉庫を借りることができた場合でも、畑から遠い場合や雨漏りや崩れる危険のある古い倉庫を使用している方が多くおられるのが現状です。これらの解決策として農業者より廃校を活用することはできないかという意見が出ておりますが可能でしょうか。また、ほかにも何かよい案などございませんでしょうか。

以上の理由から、農業者のミカン倉庫が不足している現状について、執行部の御見解をお伺いいたします。

続いて、2点目です。イノシシの柵について御質問をさせていただきます。

これまで、先輩議員の皆さんが幾度となく質問されたとは思いますが、改めてお聞きいたします。

イノシシの防護柵をより丈夫な金網などで集落全体を囲う、またイノシシの行動範囲を制限するために、大規模農道の境界線に金網を設置するなど、もう少し思い切った対策が必要だと思いますが、執行部の御認識をお聞かせください。

町民の皆さんがせっかく畑を耕し、丹精込めて作った作物がイノシシによって食い荒らされています。被害に遭った皆さんが力なく、またイノシシの被害におうたんよ、うちは芋が全部やられた、せっかく綺麗にした庭がめちゃくちゃにされたと話されている姿を見ると心が痛みます。

では、ミカン栽培を例に挙げて、イノシシの被害について具体的に説明したいと思います。

まず、イノシシが畑に入ると、届くところの果実はもとより、若い木や張り出している枝を折ります。そして石垣や排水溝までも潰してしまい、畑をめちゃめちゃにしてしまいます。これをやられると本当に心が折れてしまいます。これまで手をつけなかったミカンの品種にまで害を及ぼすようになりました。また、狂暴化も懸念されており、最悪、命の危険もあり得ると思います。

しかし、残念ながら、柵などの対策は従来どおりで、あまり進化しているようには見えません。ワイヤーメッシュなどの資材は補助金の充実により設置しやすくなっておりますが、その設置

を個人任せにしており、設置の仕方によっては簡単に壊されて中に入られてしまっています。

このような現状の中、これまでどおりの対策ではもう防げなくなってきました。そして、1番の問題は、イノシシの被害がひどく、そのことで多くの農業者が農業自体を辞めてしまうきっかけになっていることなのです。早急に何とかしなければと強く思い、今回質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員さんの、農業視点からのイノシシ防護柵についての質問にお答えをいたします。

耕作地のイノシシによる農作物の被害防止については、防護としてのワイヤーメッシュ柵や電気柵設置にかかる費用に対する補助を実施しております。

ワイヤーメッシュや電気柵については、一定の効果はあると考えておりますが、正しく適切な設置や設置後の管理をきちんと実施することにより、さらに防護効果は上がると思われます。これを実現するために、本町では山口県やJ A山口県周防大島統括本部等の協力を得て、町内において、イノシシ被害防護柵メンテナンス研修会を実施しております。この研修において、正しい効果的な柵の設置の方法や維持管理について理解を深めていただくことを目的としております。

今後も、研修会を継続していくとともに、開催の周知についても検討し、1人でも多くの方に参加していただけるよう努力してまいります。また、イノシシの被害防止のための対策として、生息地の管理としての自治会単位や集落単位での取組をはじめしていく予定をしております。これは、県・町・地域が丸となって集落ごとに環境・実態調査を行い、その地域に即した対策の策定、集落内の合意形成をし、その地区の防護柵の管理や耕作放棄地への対応、講習などを通じてイノシシの生態を正しく理解した上で対処し、地域ぐるみで防除に取り組んでいくものです。これにより、さらなる効果的な被害防止になるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 続きまして、岡崎議員さんのミカン倉庫の不足とその対策についての御質問にお答えいたします。

現在、倉庫の老朽化による修理や建て替えに対する補助金や支援等はないのが現状でございます。また、新規就農者の方に対しましては、別途、新規就農者確保事業（経営開始型）補助金として、経営が不安定と思われる営農開始時に支援をするもので、1年目から3年目までが年間150万円、4年目から5年目までが年間120万円補助されるものです。この支援は、設備や機械等の購入にも利用できますので、最大限御活用いただきたいと思います。また、今後、御指摘いただきました問題につきましては、県やJ A山口県とも協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 岡崎議員さんからの廃校校舎の倉庫の利用についてという部分があったのであろうかと思えますけれども、耐震性のある利用可能な校舎といたしましては、椋野小学校なり、また本年3月末で閉校いたします油田小学校、安下庄中学校の施設がございますけれども、こちらにつきましては、防衛省の補助で建設した建物でございますので、そちらのほうの、防衛省との事前協議が必要になってくると思えますので、その点の調整をした上でということになります。

また、グラウンド等の利用につきましても、今現在、本議会の地域活性化・害獣・防災対策特別委員会、そちらのほうで協議をさせていただいておりますので、そちらとの調整も必要であると認識しておりますので、今後検討させていただければと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） すみません、倉庫の件に関してなんですけど、これ今、150万円から120万円の補助があるということなんですけど、倉庫を建てようというのは非常にお金のかかることです。ちょっと今、畑を紹介する、圃場を紹介するときに、倉庫も一緒に紹介していただければという意見が大変出ておりますので、その方向でぜひ進めていただければと思えます。よろしく願いいたします。

あと、もう1つ、イノシシの件なんですけど、モデルケースのような、集落単位でやるところで、モデルケースのようなところがあれば、それを周知徹底していただいて、これ本当に、非常に待ったなしの状態です。非常に皆さん、イノシシは深刻な状態になっております。スピード感を持って臨んでいただければと思えます。

それともう1つ、イノシシ対策については、JAさんとか、あと猟師さんとの連携もしっかり取っていただいて、やっていただければと思えます。

農業者の皆さんの努力だけではどうしようもないこともあります。生きがいを持って農業を続けることができるように、様々なお手伝いができればと思っております。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 白鳥法子です。どうぞよろしく願いいたします。

私からの質問は、今こそ空家対策に一步踏み込むとき！ということで、通告書を提出させていただいております。質問を予定していましたが、既に田中議員の一般質問に対しての回

答で確認できたこともありますので、それを踏まえた上で質問を行いたいと思います。

まず、先ほどの田中議員の一般質問の回答の中で、私も関心を持っていた点の確認ですが、一つ、空家等対策計画を策定していなかったのは、法で計画に定めることになっている行政代執行を条例に現在盛り込んでいないので、計画と条例との整合性を取るため、今までつくっていなかったけれども、今後は計画策定を検討していきたい、次に、計画などをつくるより、まずは空家の実態調査を実施したい、また空家等の対策の協議会の設置は計画を策定する際には必要となるので、計画を策定するということになれば必要に応じて検討していく、また先進事例等を調査研究して本町独自の対策を取っていく、また空家等の対策にあたる部署、担当課を設置することを目標に努めていく、こういったことだったかと思います。もし、私の思い違いの点があれば、後ほどまた御指摘いただけたらと思います。

それでは、質問のほうに移ります。

まず、本町の空家の現状について、私の認識をお伝えいたします。

昨年、総合計画の策定にあたりまして、町内4か所で住民参加のワークショップが行われました。私は、そのうちの3か所に参加したんですけども、それぞれの地域でも空家が課題、問題点として住民の多くの方から上げられておりました。

藤本町長も先ほどの答弁で言われましたけれども、総務省の統計による本町の空家率は山口県内では1位、全国で見ると10位、さらにはその中から別荘を除いた空家率を見ると、何と北海道の夕張市に次いで全国2位となっております。

また、町の広報に毎月世帯数が掲載されておりますが、令和2年2月から令和3年2月のこの1年間で、世帯数は208減少しています。それに近い空家が増えていると言えるのではないのでしょうか。このまま10年後を想像すると、今よりさらに空家が増えていることは確実で、その対応を先送りにして、これからの世代に押しつけてしまうようなことは避けなければならないと思います。

危険な空家については、自治会から所有者に連絡し、適切な対応を要請しているケース、また自治会で所有者の連絡先にたどり着けない場合は、町の総合支所のほうに相談し、所有者を調べ、ともに協力して対応を要請するケースがあると伺っております。

先ほど町が連絡を取った件数と所有者に対応いただいた件数を教えていただきましたが、各総合支所のエリアでまたばらつきがあると思いますので、総合支所ごとの数字も、もし分かれば教えていただけたらと思います。

さらに、もし自治会が対応した件数、独自に対応してきた件数も含めて把握しておられたら、その数を教えていただきたいと思います。

先ほど確認した回答の中で、空家等対策計画を策定していない理由、これは法律のほうで計画

には行政代執行についても盛り込むことになっていて、現在、町の条例にはそこまで盛り込んでいないため、条例との整合性を取るために計画をしていないというような説明だったかと思いますが、この理由がちょっとよく理解できなかつたので、思い違いもあるかと思うので、再度説明をお願いしたいと思います。

空家等対策計画を策定している自治体は、山口県内では84%の自治体、また協議会を設置している自治体は県内では79%に上っております。計画をつくれればいいというものではないですが、本町も今後計画策定を検討したいとのことですが、具体的に取り組める計画策定に向けて、すぐにでも準備を進めるべきだと思います。

今後、条例を改正して、法定協議会を設置して計画を策定していくというような流れになると思うのですが、これは数年はかかるのではないかと思います。その前に町だけではなく、事業者や専門家、住民も巻き込んだ協議の場が必要なのではないのでしょうか。

計画策定の予定がはっきりしていなくても、関係各所や住民と協働して空家活用、対策に取り組んでいくために、意見交換、検討の場を設置することを拒むものではないし、協議会の準備会というものでもいいかと思しますので、そういう場を設定することを提案いたします。

また、現在、コロナ禍で仕事や仕事の仕方や暮らし方を見つめ直し、都会のほうから地方へ移住、Uターンしよう、そういうふうを考えている人が増えているという調査結果が多数出ています。しかも、20代から40代の比較的若い世代でその割合が増えているという調査結果がございます。本町への移住相談は、今年度はどのような傾向にあったか教えていただきたいと思えます。

空家等の適正管理に関する本町の条例の中で、町の責務として空家等の有効活用というのが上げられております。町の事業で空家活用住宅と空家バンク、こういった活用策がありますが、空家の実際の数に比べて活用されている空家はまだまだ少ないのが実態ではないのでしょうか。

今年度の空家バンクに登録したいという所有者、また利用したいという問合せの状況を教えてくださいたいと思えます。

広島県呉市の事例を見ますと、水道が止まっているかどうかで空家を抽出し、外観を見て利用できそうだと思う空家をピックアップ、その空家の持ち主に対して、今後の利活用の移行等についてアンケート調査を行い、それとあわせて空家バンクの登録希望を尋ねたところ、調査した全体の2割から空家バンクへの登録を希望するという回答が寄せられたという事例がございます。これから町のほうで行われる空家の実態調査の際には、そういった所有者の意向調査も同時に実施して、壊すしかなくなってしまう前に、持ち主が空家をどうするか、それを考えるきっかけを町が積極的につくっていただきたいと思います。

次に、空家バンクの活性化について御質問をいたします。

空家バンクに関して、来年度予算で増額されておりますが、登録利用件数を増やすことが目的だと思っておりますが、具体的にどういった点が変わるのか教えていただきたいと思っております。

また空家バンクは、本町の場合賃貸物件のみで、登録する場合には、賃貸に耐えうる状態、すぐに住める状態に修繕しての登録が必要だと聞いております。しかし、住民の方の話を聞いてみても、ほかの自治体の所有者への調査結果を見ても、賃貸もございしますが、手放したいという人の割合が結構多くなっております。住みたいという人も賃貸物件だとせっかくお金をかけて修繕したのに、また持ち主に返さなければならなくなったという事例も聞いております。県内で賃貸のみを扱っている自治体は本町のみです。売買可能な物件も空家バンクに登録する計画はないか、また、それをしないのであれば、その理由を教えてくださいたいと思っております。

また、本町の空家バンクの情報はネットには公開されておらず、小松の役場に来ないとどういった物件があるのか、見るができないようになっております。そういった状況は県内だけで見てみましても、本町ともう1自治体のみがネットで見られないというような状況になっております。今後、ホームページ等に掲載して、より多くの利用を希望する、検討している方に見ただけになる予定はないでしょうか。また、それをしないのであれば、その理由をお尋ねいたします。

以上ですが、質問事項を最後に整理いたします。

自治会及び町による総合支所エリア別の危険な空家の所有者への対応依頼と実際の対応件数、計画策定の予定とは別に空家対策に対する多面的なメンバーからなる協議、意見交換の場を早急に設置してはどうかという提案に対するお答え、本町への移住相談の今年度の傾向、空家バンクに登録したい、利用したいという今年度の問合せの状況、来年度予算で増額されている空家バンク事業の具体的な内容、売買可能な物件も空家バンクに登録する制度にできないか、できないのであればその理由、ホームページ等に掲載する計画がないか、また、それをしない場合はその理由、以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員さんの、今こそ空家対策に一步踏み込むとき！についての御質問にお答えをいたします。

答弁は通告のとおりでちょっとつくっているものですので、少しお答えが足りないところがありますので、それは後ほど別にお答えをさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

本町では、周防大島町空家等の適正管理に関する条例が既に施行されており、その基本理念に基づき、空家等の有効活用、空家等の適正管理に関する啓発等を行っており、一定の成果はございますが、顕著にその成果が表れているというところには届いていないと認識をしております。

また、白鳥議員さんの御指摘のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法による空家の実態調査、また実態調査に基づく空家等対策計画の策定は行っておりませんが、国が実施しております平成30年住宅・土地統計調査を基に算出された空家率は全国で13.6%、山口県で17.6%、本町においては36.0%と、県内では最も高い数値となっており、本町に多くの空き家が存在していることが推測をされます。

このような中、空家等の有効活用、空家等の適正管理に関する啓発等の施策については、先ほど田中議員さんの御質問にもお答えをいたしました。私、町長就任するときから、たのしい島、すみたい島、いきたい島というのをまちづくりの基本目標に掲げており、定住対策、そして空家対策は、まさにそのすみたい島の秘策の一つであると考えており、魅力ある周防大島町を実現することができれば、自然と町が賑わい、地域が賑わい、そして町民の方々が安心して暮らせる周防大島町となっていくのではないかと考えております。

そのために議会をはじめ、関係機関・団体、そして町民の方々と共通の意識を持つとともに、皆様の協力を得ながら連携して取り組み、今までの事業を継続させながらも、今後は本町の特色を生かした、新たな事業展開を図るため、調査研究をしてみたいと考えております。

次に、空家対策等の現状についても御質問を頂いております。4点ほど頂いております。

まず、1点目の空家バンクの登録情報につきましては、平成28年まで町ホームページに掲載をしていましたけれども、移住希望者が移住候補地を探す段階で、本町の相談窓口を訪れずに、物件の情報だけを頼りに移住をしようとする方もあり、また地域の実態を把握しないまま移住なされることは、転出要因にもなりかねず、結果として移住につながらないということがあったということから、ホームページへの掲載から問合せの照会や移住相談窓口での対応の際に、物件紹介を行うということとしています。

窓口での物件紹介を行うことにより、移住希望者のニーズに沿った移住相談によって、移住後のミスマッチを防ぐことにつなげるよう対応するものでございます。

なお、電話等で問合せがあった方にも、空家バンク一覧と地域の情報を提供した上で相談を受けております。

2点目の空家バンクの売買につきましては、空家バンクにおいて売買を希望される場合は、町内の不動産業者を紹介しております。

なお、町内には6社の宅建業協会加入事業者があり、不動産取引には様々な法令上の規則や権利関係が絡み合っており、また周辺との相隣関係や取引条件等の調査も必要なことから、不動産取引については宅建業協会に加盟している不動産業者を紹介をすることとしております。

3点目の空家バンク登録推進事業の拡充については、空家自体の戸数に対し、なかなか空家バンクへの登録につながらず、空家バンクへの登録数が少ないことと、居住希望者のニーズに合っ

た物件も少ないことから、これまで空家リフォーム事業に取り組んでまいりましたが、空家バンクの登録を要件としたリフォーム助成金について、登録件数を増やすことを目的に、事業費の2分の1とする助成額を、これまでの上限15万円から30万円に拡充するとともに、問合せの多かった自分自身でリフォームを行う、あるいは日曜大工など、いわゆるDIYによるリフォームについても上限を15万円とする助成を行うことといたしました。

今回の事業の拡大によって、登録件数の増加につながるよう、また若年層や移住者が住宅を取得しやすいよう支援することで、町外からの転入促進と転出抑制を図りたいと考えております。

最後に、自治会からの情報提供に対する取組状況につきましては、平成25年度から令和2年度までにおいて、自治会から116件の情報提供があり、所有者等が特定できたものから空家の適正管理を依頼する文書を送付しており、所有者等が解体、改善等の対応をした件数は64件でございますが、所有者等を特定するにはかなりの時間と労力を必要とすることから、今後とも引き続き粘り強く対策を講じてまいりたいと考えております。

ひとまず以上です。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 白鳥議員さんからの支所ごとの処理の件数という御質問をいただきましたので、それではまず、大島総合支所からお答えをいたします。

大島総合支所では、自治会等から情報提供があった件数が、平成25年度から令和2年度まで、直近までの合計で24件でございます。そのうち改善したり解体したり、これから解体しますよとか、そういった、ある程度の調整がついたものが20件ございます。残りの4件につきましては、所有者等まだ調査中ということでございます。

それから次が、久賀総合支所でございますが、同じく平成25年から令和2年度までで、自治会等から空家の情報提供があったものが23件、何らかの解体なり改善なりができたものが16件、残りの9件が所有者等調査中でございます。

続いて、東和総合支所でございますが、これも調査年度は一緒でございます。自治会から情報提供があったものが46件、何らかの解体なり改善なりの対応したものが15件、残りの31件が所有者等の調査中でございます。

最後が、橘の総合支所になりますが、自治会等から情報提供があったものが23件、解体なり改善なり、何らかの対応ができたものが15件、残りの8件が所有者等の調査中ということになっております。

所有者等調査中が結構多いなという感覚はあると思うんですけども、例えば昭和の初期からもう登記がされていないもの、相続がされていないものについては、所有者を特定するのに全ての相続者を割り出さなきゃいけないということもございまして、うちの町だけでは戸籍がない

場合は、公用請求という形で、これは特別措置法の中で規定がされておりまして、よその市町に照会できるという規定がございますので、公用でよその市町に戸籍を請求して、その回答によってはまたほかの市町を探しに行かなきゃいけないというような形で、登記が変えられていない物件については所有者を特定するのはかなり困難な状況があります。

それもありますし、海外に住んでおられる方とか、そもそも家屋自体が登記がされていない、未登記家屋というものがございます。これについては所有者を特定するのが非常に困難な状況で、土地の所有者を当たっても、上は私の物ではないですよというような回答とかがありますと、じゃあ、近所の方に聞いて、誰が住んでたのということから調査をするようになりますので、なかなか所有者の特定に、調査に時間がかかっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず計画、空家等対策計画を策定しない理由といたしましては、まずこの本町の空家条例が議員提案により平成25年4月から施行し、その後、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、その後、平成27年の9月定例会において空家等の対策の推進に関する特別措置法に沿って条例の一部改正をしておるところでございます。

そういったことで、本町の条例につきましては、議員提案を尊重し、あえて命令までしか規定していないところがありますので、空家等の対策の推進に関する特別措置法と本町の条例を併せて、空家の対策に取り組むというイメージを持っていただけたらと思います。

それで、空家等の対策につきましては、措置法の関係で定めることができるとなっておりますので、条例の関係上でいいますと、策定に当たっては1号から9号全ての項目でこの計画に記載する必要があり、6号において行政代執行への移行も記載する必要があることから、先ほど申しましたように、本町の条例ではあえて命令までしか規定しておりませんので、整合性を取ることから計画を策定しておりませんが、今後、空家対策を総合的・計画的に実施するためには、計画することは大変重要であると考えておるので、今後検討してまいりたいと考えております。

それと、協議会につきましても、空家等の対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために必要でありますので、空家等対策計画を策定する際には検討していきたいと考えております。

先ほど民間とかの関係の委員会とかについては、先ほど町長が今後のことについて、課とかそういうのを設置を今検討している段階ですので、その辺も今の計画も含めて協議会も、今後、そういうものの部署をきちっとした上で検討していくのではないかと考えております。

あと、実態調査につきましては、全町の空家を調査していくには多額の費用がかかることから、

財源の確保とか専門的な人員の確保等の問題から調査を行っていませんが、今後は空家対策に取り組む市町では、空家の実態を調査したものの、人員面とか財政面でその後更新ができてない市町もたくさんございますので、定期的な実態の把握に苦慮しておられることも多いことから、高齢化や人口減少が進む本町においては、他市町よりも毎年空家が増加していることは容易に推測できますので、この実態調査につきましては、時期とか調査方法については、今後、実施に向けて他市町の事例も参考にして調査研究をしてみたいと考えております。

それから、空家バンクの掲載につきましては、まず、本町の移住者に対する基本的な考え方といたしましては、まず、移住相談窓口において、全国に先駆けてファイナンシャルプランナーによるライフプランニングサービスや現在コロナウイルスの関係で実施していませんが、移住希望者の方に対して、移住前の本町での暮らしを知っていただくための1泊2日のお試し暮らしをする島時々半島ツアーの実施や、田舎を知るにはまず住んでみることから、2週間から4週間の生活をしていただく大人の下宿島暮らそう、あと無料島人紹介所といった移住者が納得して本町に移住できるように様々な取組をしており、移住相談窓口を一本化することで、移住者数でなく、移住者の本町に定住する定着率を高めることを重点においております。

このようなことから、今後におきましては、先ほど答弁いたしましたことがないように、本町の相談窓口をまずは訪れるような対策を講じつつ、空家バンクの登録情報をホームページに掲載していくことを検討してみたいと考えております。

あと、売買物件の情報についてホームページに掲載するのかという御質問でございますが、今後におきましては、先ほど町長のほうが答弁いたしました、不動産取引には様々な法令上の規制や権利関係が絡み合っており、周辺との相隣関係や取引条件等の調査も必要ではありますが、現在空家バンクで賃貸の契約をしております町内不動産業者と協議検討を行い、またほかの市町の事例も参考にして、現在の空家バンクの登録に関して、賃貸に加えて売買に関する情報の登録についても行うことができるよう、取り扱う業務内容の見直しにより、売買に関する情報についてもホームページに掲載していくことで検討してみたいと考えております。

あと、新たなDIYによるリフォームの取組、利用につきましては、空家バンクの利用相談や空家バンクの現地を紹介した際に、DIYによるリフォームを希望する方が多くありましたが、DIYを実施する場合には、借主と貸主においてトラブルが発生するリスクがありましたので、今まで取り組んでおりませんでした。国土交通省の住宅局においてDIY型賃貸借実務の手引とか、そういう、参考にできるものがありますので、DIYにより新たな空家バンクの登録を促すことと利用者とのマッチングを図れることから、新たに取り組むことにしております。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 先ほどの答弁の中で答弁漏れがございましたので、お伝えを

したいと思います。

自治会が独自でやったものは何件あるかという御質問を頂いたと思うんですけども、先ほど回答した件数というのは、自治会等から情報提供を受けて、町と自治会が一緒になって解決したというものも含まれてございます。それですので、情報提供がなくて、自治会が、例えば近所の方が、空家を持っている方が帰って来たときにお声がけをしてもらって、解いてもらったりとか、あるいはもう自主的に都会の方、こっちに家がある方が自主的に解かれた件数というのは、町では把握しておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 白鳥議員さんの御質問の中で、今年度の移住相談件数はどういった状況かということでございますが、昨年度に比べて今年度のほうが移住相談件数は増加しており、その中においては、リモートワークなどの利用を考えた移住の問合せなどがありますので、コロナの影響によるものだと考えております。

それから、空家バンクの相談件数につきましては30件ございまして、うち6件の登録が完了いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどより関係参与のほうから、それぞれ説明をさせていただいたところでございます。

この空家問題というのは、白鳥議員御指摘のとおり、またほかの議員の皆様、また町民の皆さんが感じられておられるとおり、非常に差し迫った問題であろうかと思っております。そしてまた、さらに身近な問題であるところでございます。

ですが、この空家対策に関しては、まだまだ問題がたくさんありまして、例えば移住したいという単身者の方が借りられないとか、あとはWebで、空家バンクの情報がWebで見られないとか、またこれから重要視される関係人口、そういった方にもなかなか対応ができていないというような問題も新たなところではあるかと思っております。

ですが、私も思うに、定住促進と空家の対策、これはセットだと思っています。それが子育てにもつながっていきますし、教育にもつながってまいると思っております。

ただ今まで、田中議員の御質問のときにもお答えをしたんですけども、この周防大島町がなかなか、この空家対策に主導権をなかなか握れていないのかなというところがあります。貸したいという方と借りたいという間を町が主体となって仲介をするというのは、なかなか難しいものがあるんだなというふうに実感しております。

そのために、やはり人をしっかりと、取り組むことができる人員をしっかりと割いて、そしてその部署をつくるべく努力をしていく、やはり人手をしっかりと割いて取り組んでいく必要があるというふうに感じているところでございます。

まだまだハードルは多く、課題はたくさんあるんですけれども、また議員皆様の御指摘を、アドバイスを頂きながら、進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） どうもありがとうございました。

先輩議員の一般質問もあり、それを踏まえた上で突然質問したこともありましたが、答弁頂きまして、ありがとうございました。

多用なメンバーから成る、その空家のことを今後検討していく会議、そういったものは、町のほうで新たにそういった人員を割いて、部署をつくることとあわせて検討していくというふうを受け止めましたので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

また、先ほど空家バンクも单身の方は入れないということのお話があったかと思うんですが、それで……。 （「私の答弁……」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） すみません、今、单身の件なんですけれどもすみません、私が单身の方はどうなんだろうというところで、まだ調べがちょっとしっかりと、担当としてしてなかったのですみません、私がちょっと先走ってしまったので、ちょっと調べる時間ください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 後ほど答弁でいいですか。 （「はい」と呼ぶ者あり）白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） そのほかのところについて、話を進めさせていただきます。

先ほど統括総合支所長のほうから、各総合支所での、町での対応件数を教えていただきましたけれども、それを見ましても、やはり地域によって空家の状況というのは地域差があるということが分かるかと思います。

周防大島は大きいので、確かにその町の部分とさらに人の少ない部分で、その空家の特徴というものも違いますし、どういった対策をすれば、その地域が活性化するかということも地域によって状況が違うと思いますので、全町的な取組とあわせて、地域ごとの実態を把握して、地域の住民の方々とそういった地域づくりの方向性を含めた上で、空家対策についても検討していただきたいと思いますし、そういった場に、我々議員や町民の方々も、ぜひどんどん巻き込んで、やっていっていただきたいなというふうに思います。

空家バンクの情報をネットに出していないことにつきましても、先ほど1人1人の移住希望者がちゃんと根づくように、まずは地域を知ってもらうことから取り組んだ上で、空家を紹介した

いというような思いは、とても状況が分かりました。

ただ、国のほうでも空家バンクを、全国の情報を見れるようにしたりだとか、ほかの地域が行えているということは、何かしらの対策を取って、そういった移住者のミスマッチがないような、ただ、この地域にはこういう家があってという想像が湧くような情報の活用方法というのものもあるかと思しますので、ぜひリスクと、見えたほうがいいというメリットと、両方を検討いただいて、前向きにまた情報の開示を再開していただくことを検討いただけたらと思います。

売買につきましても、そういった業者の方々が専門的知識を持ってやっておられるというのは、本町に限った話でもないとは思っていますので、どうぞ連携を密に取っていただいて、取扱いはもちろん不動産業者の方でやっていくのは、今も、現状もそうだと、賃貸についてもそうだとは思いますが、売却物件についてもそういった業者の方々と連携して、より多くの方が情報にたどり着きやすいよう、また検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 白鳥議員さんの先ほどの御質問で、空家バンクの入居条件でございますが、空家バンクの入居につきましては、単身の方も入居が可能です。

また、町が一括で借り上げております空家活用につきましては、単身の入居はできないことになっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 先ほどの、御要望ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程を全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は3月24日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時25分散会
